

平成25年度

第4回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成25年5月13日（月）
開会14時03分 閉会16時06分

場 所 教育委員室

平成25年度 第4回大分県教育委員会

【議 事】

1 議 案

第1号議案 教職員の懲戒処分について

2 報 告

①農業教育推進協議会について

②高校改革フォローアップ委員会について

③新大分丸第一次遠洋航海実習 一時帰港について

④教育再生実行会議（第二次提言）について

3 協 議

①幼児教育の取組について

②平成26年度（平成25年度実施）民間人校長採用選考（案）等

4 その他

なし

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	岩 崎 哲 朗
	委員長職務代理	松 田 順 子
	委員	波多野 順 代
	委員	麻 生 益 直
	委員	林 浩 昭
	教育長	野 中 信 孝

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮 脇 和 仁
	教育次長	別 木 達 彦
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課財務企画監	牧 敏 弘
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	高 畑 一 郎
	社会教育課長	法 雲 淳
	人権・同和教育課課長補佐	田 仲 英一郎
	文化課長	佐 藤 英 一
	体育保健課安全対策・管理監	阿 部 辰 也
	全国高校総体推進局長	荒 川 孝 二
	教育改革・企画課総務企画監	秋 吉 一 徳
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	釘 宮 隆 之

2 傍聴人

6 名

開会・点呼

(岩崎委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。
ただいまから、平成25年度第4回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(岩崎委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、麻生委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(岩崎委員長)

本日の教育委員会会議は、お手元の次第のとおりであります。
会議の終了は、15時50分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(岩崎委員長)

それでは議案の審議に移ります。
本日の議案は1件です。

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案及び協議の②は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは第1号議案及び協議の②の2件は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による報告等を行います、その後非公開による議事を行いますので、よろしくをお願いします。

【報 告】

①農業教育推進協議会について

(岩崎委員長)

それでは、報告第1号「農業教育推進協議会について」報告をしてください。

(高畑高校教育課長)

本年2月に設置して会議を開催してきました農業教育推進協議会の協議結果についてご報告いたします。この内容は協議会の会長を務められた大分大学教授の三次徳二先生が、去る5月9日に報告書として野中教育長に提出されたものです。今回の報告は、その報告書に協議結果の要旨が掲載されていますので、その抜粋を資料として説明するものです。

では、資料の1ページをご覧ください。先ず協議会の概要、協議内容、最後に検証のまとめという順番で報告します。

先ず、協議会の概要についてですが、高校の再編整備における農業教育の検証を行い、今後の魅力ある農業教育の推進に資することなどを目的に、三重総合高校、三重総合高校久住校、宇佐産業科学高校、国東高校の4校を対象に、本年2月から3月にかけて3回の協議を行いました。

協議会は、学識経験者、地域代表者、教育研究団体関係者など15名の委員の構成になっております。これにつきましてはお手元の報告書の中、19ページに記載されております。

次に協議内容をご覧ください。

第1回目のテーマは「複数の学科を持つ高校において、農業の専門性が担保され、農業の教育の成果は上がっているか」でした。これは、再編整備により農業高校が総合選択制高校になったことで「農業の専門性が維持できているのか」という意見が多くあることから設定したものです。

そして、第2回目は「総合選択制の主旨が活かされ、進路目標や興味・関心に応じた科目選択ができるなど、成果は上がっているか」、第3

回目は「地域に根ざした特色ある農業教育が行われ、そのことが学校づくりに役立っているか」をテーマとしました。この2つのテーマは「高校改革推進計画」の中の「農業高校の基本的な考え方」で示された、これからの農業教育の方向性に深くかかわるもので、そうした意味から、この2回目・3回目のテーマは本協議会の中心になるものでした。

それでは、検証のまとめをご覧ください。

(1)は「県内各地に配置された農業系学科で地域に合った農業教育を行う」ことについての検証結果です。

再編整備計画では、県内各地でそれぞれの地域に合った農業の学習ができるよう、農業系学科を各地にバランスよく配置するようにしました。

その後、再編整備した農業系学科に対して、地域に根ざした農業教育を実践するよう指導してきましたが、各高校とも地域の農業課題に関連したテーマでの課題研究を行うなど、積極的に取組み学校の特色づくりに役立っていること、また、各地域にも地域の農業系学科を支えようとする意識も生まれていることがわかりました。

一方で課題として、各高校が地元の先進農家等から先進的な技術を学んだり、各高校の研究成果を地域の農家に還元したりするなど、双方向的な連携にしていくことがより必要であるとの指摘を受けました。

(2)は「総合選択制のメリットの活用」ということについての検証結果です。

各高校の報告から、農業学科の専門性を深めたい生徒はより深めることができ、また、他学科の学習をしたい生徒は学習の幅を広げていることがわかりました。第1回目のテーマとも関わる農業の専門性についても、再編整備の前後において、専門科目の授業時間数は大きく変わっていないことなどが明らかになりました。

その他、生徒の科目選択が、その生徒の卒業後の進路と結びついた事例も報告され、総合選択制の主旨は活かされているという判断が出されました。

しかし一方で課題として、各高校においては、生徒が進路目標を設定して適切な科目選択が行えるよう、早期から進路指導の充実を図る必要があるとの指摘もありました。

協議会では、各回とも真摯にして熱心な協議が行われましたが、参加した委員からは、「地域では地域の高校を応援する、その体制はいつでも出来ているから、もっと地域を頼ってほしい」という、心強い意見をいただくなど、農業教育に対する熱い思いを充分に感じ取ることができました。

当課といたしましては、今回の協議結果、報告書を受けまして農業教育の更なる充実のためにこれらの成果をより一層確かなものにしていくとともに、課題の解決に向けての取組を学校と一体となって進めていきたいと考えております。

更には、こののち報告します高校改革フォローアップ委員会における協議や、産業教育全体の在り方を検討する際の参考にしていきたいと思っています。

以上で報告を終わります。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(林委員)

概ね再編整備はよい評価をされてほっとしています。地域との交流、地域の農業の課題を解決する点について具体的な議論の中身を教えてください。

(高畑高校教育課長)

例えば、生徒が農業法人を経営している方のところでインターンシップをした時の意見で、その方から「葉面散布をして成長速度や栄養状況などを調べたがとてもよかった。地元の高校が生産する農産物を東京で販売したところ即完売した。しかし、せっかく高校生が取組んで生産した農産物を、地元で栽培しようとする農家がない。こうした研究成果を農家にも広げてもらいたい」という話がありました。

(林委員)

進路に関してどのような議論があったか教えてください。

(高畑高校教育課長)

進路に関しては、資料2にあるように出口のところがなかなか難しく、農業関係の求人がきわめて少ない状況です。この部分は教育だけでは解決できないことでもあり、今後どのように取組んでいくのかが課題として突きつけられました。その他には、総合選択科目で進学関連の科目を選び短大等に進学したり、商業系科目を選んだ生徒が資格取得して進路に活かした事例の報告がありました。

(松田職務代理)

三重総合高校の「甘太くんパン」、宇佐産業科学高校の「宇佐産ロール」など、高校生が生産したものが新鮮に感じました。ところでJAとの連携、地域との販売連携はどうですか。

(高畑高校教育課長)

資料4にありますが、JAの理解もあり「甘太くん」という商標を使

って販売ができましたが、J Aとの多方面にわたる連携の報告はなかったと思います。販売は農業高校の単独校の頃からも、学校内で販売することは継続しており、例えば、地域に出て商店街と連携するというような例の報告はありませんでしたが、今後取り組める分野だと思います。

(波多野委員)

一校一校の力ではなかなか活かせないので、県下の農業高校をまとめて教育委員会として、農業教育をどうするのかという戦略が必要だと思います。県民が農業教育について知る方法は、テレビのニュース等を通じたバラバラな情報でしかない。J A、地域の農家などに生徒を派遣するなど、戦略的に教育委員会がきちんと農業高校を指導しなければ、なかなか活性化しないという気がします。それから、産業教育振興会のあり方も考える必要があります。従来のような形でやっていっても力にならないのではと思います。もう少し、産業教育の振興をどうするのか振興会としても考えて本気でやらないと、農業・工業・商業・水産含めて、企業の良さを学校側が十分生かし切れていないととらえています。教育委員会が大局的にまとめて、教育の成果を生かして本気で農業教育の活性化を考えてもらいたいと思います。

(岩崎委員長)

教育委員会は、農業教育について現実の課題に照らして総合選択制を採用しました。それについて今回の協議会では、うまくいっているという評価がでている気がします。波多野委員の意見は「今回の協議会結果を踏まえて、教育委員会の事務局では農業教育について戦略的な案を考えていますか」という質問としてとらえてもらいたいと思います。

(高畑高校教育課長)

教育委員ご指摘のように「検討して概ね良かった。」で終わらせてしまうのではなく、工業・商業などとも関連させながら産業教育全体のあり方について今後、検討・整理していくことになるかと考えています。また、高校教育における農業教育とは、あくまでも将来の農業スペシャリストを育てるための基礎・基本になる知識を身につけさせる点にあることは確認したところです。しかし一方で、産業界のニーズというものもあります。そのニーズと教育の場面でどう結びつけて反映させていくか、そのあり方を今後の検討の中でもう一度考えていかなければならないと思います。

(野中教育長)

3回の農業教育協議会の中で、農業単独校が県下からなくなり、再編整備の中で1校にどこか集めるより各地域ごとに農業を学べる場を設け

る。しかし、単独校はなくなり総合選択制の中の1学科になるので、農業教育に課せられた課題にどう答えていくかでした。一番気になったのは地域と結びついた農業ということです。この協議会では、果たしてそれまでの農業の専門学科を学んでいた専門のレベルが維持されているのか、総合選択制のメリットについても考えましたが、一番中心に据えたのは1学科になったことで、学びが地域課題とどのように結びついたのかということです。その点については、地域から積極的な評価が出ています。それから、昨年からは農業クラブの活動が県民にアピールする場となり、それを新しいステップにしていきたいと考えています。

(麻生委員)

今教育長が言ったとおりだと思いますが、さきほど課長がいった農業のスペシャリストの基礎を作るというのは、私はちょっと違うと思います。大分県における各農業高校の学科は、地域と密着してどのようにして、何か充実したものをということを選択したわけです。お二人の話を聞いて少しぶれているという感じを受けました。

(高畑高校教育課長)

農業の専門性が担保されているかという議論の中で、その専門性は何かという話しになりました。それは麻生委員がおっしゃったように、専門学校のように何もかも専門的にやるということではなくて、あくまでも高校の基礎段階の、将来の役立つものとしての基礎・基本を確認しあったということです。そういう意味での専門性であったということです。

(林委員)

少し気になりましたので、資料17ページの上の四角の一番下ですが、教員のアンテナが低く地元の人をあまり知らないということは、実は非常に気になっています。先生たちもそこに入っていかななくてはならないと思います。そこが議論されてこういう結果(報告書)が出たということなので、是非先生たちも積極的になって欲しいと思います。

(岩崎委員長)

今回の農業教育推進協議会については、「高校改革推進計画」における「農業教育の基本的な考え方」について、概ね成果が上がっているという報告書が出ています。その中でいくつか課題として出ているものを踏まえて、今後検討してもらいたいと思います。

②高校改革フォローアップ委員会について

(岩崎委員長)

次に、報告第2号「高校改革フォローアップ委員会について」について報告をしてください。

(高畑高校教育課長)

高校改革フォローアップ委員会について報告します。

高校改革の検証に関する委員会の開催要項等がまとまりましたので、その内容についてご報告します。

資料4ページをご覧ください。まず、設置及び開催の目的は、平成17年3月に策定し、実施しております高校改革についてその成果と課題を明らかにすることとし、成果の伸長と課題の解決を図り、特色・魅力・活力のある高校づくりに資することとしております。

続いて「検証項目」をご覧ください。高校改革の大きな柱であります、「1 特色ある学校づくり」「2 適正な学校規模及び学校・学科の配置」、「3 学校選択の拡大」としています。

次に、3の「日程と協議内容」です。

6月7日に第1回目の会議をもちまして、以降12月までに計5回の会議を持つようにしています。

第1回の会議では、「高校改革推進計画」についての共通理解や検証の視点や進め方について協議を行います。以下、先ほど述べました検証項目について順次協議を行い、1月にかけて方向性のまとめと、公表を予定しています。

続いて、委員会の構成につきましては、学識経験者、大学の先生、地域の代表として学校関係者評価委員を中心にきていただくようにしています。また、大分県産業教育振興会や高等学校の教育研究団体、県P連、高P連の社会教育関係者、そして校長会、教頭会等の学校教育関係者等、合わせて26名となっています。

委員の皆様のお力を借りながら、これまでの高校改革の成果と課題を検証し、今進めています取組はもとより、今後の高校教育の改善に活かしていきたいと考えています。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(麻生委員)

前の報告の続きになるのですが、これはこれまで再編整備をした学校を対象とした「高校改革フォローアップ委員会」と見ていいわけですか。

(高畑高校教育課長)

はい。

(麻生委員)

これは今までやっていないですね。

(高畑高校教育課長)

今回は、本格的に外部の方を入れて行います。

(麻生委員)

そうすると、後期の最終がまだ残っている段階ですが、それが終了した後、またこのような委員会を再度開くという考え方でよろしいですか。

(高畑高校教育課長)

この検証ですか。

(麻生委員)

はい。

(高畑高校教育課長)

この検証は、前期の再編整備の学校を中心に行います。後期再編整備は、今進行中ですので、進行中の改革の取組に改善できるところは入れていきます。

(麻生委員)

このフォローアップ委員会の対象となる学校は前期の部分だけという解釈でよいですか。

(高畑高校教育課長)

はい。そうなります。

(麻生委員)

後期の検証は後期が終わってから、総合的にまた次の段階でということですか。

(高畑高校教育課長)

後期の学校はまだ卒業生を出していない学校もありますし、成果を図るという面では、当面前期再編整備の対象校を中心にやっていくこととなります。

(麻生委員)

後期の前半で卒業生を出した学校は対象ではないのですか。

(高畑高校教育課長)

前期対象校を中心にやっていく予定です。

(麻生委員)

これは長期ビジョンですから、最終的な目的を到達するまでの計画を最初立てた上で、「フォローアップ委員会」をこういう形でやりたいというのがあって、そのスタートということですね。

(高畑高校教育課長)

はい。この論議を受けて、また次の産業教育のあり方の検討とかにもつなげていければと考えています。

(岩崎委員長)

特色ある学校づくりについて、総合選択制、中高一貫、単位制普通科高校、独立単位制高校、それぞれの内容を書いていますよね。そういうものも含まれるので。イメージとしてはすでに、前期再編整備が終わった分は「フォローアップ委員会」を立ち上げて、また続けていくということですか。

(高畑高校教育課長)

はい。そうです。

(波多野委員)

この「フォローアップ委員会」が高校教育全体の中で、どう位置付けられ、「農業教育の改革の方針」や後期が終わっての「フォローアップ委員会」などを時系列のような構造図を示していただければ、私たちも整理がつきやすくなります。そうするとこの「フォローアップ委員会」がそして、最終的にはどのようにつながっていくのかということがわかりやすくなると思います。

(高畑高校教育課長)

はい。今日はそういった資料を用意していませんでしたので、時系列にそったところも含みながら、また説明したいと思います。

(麻生委員)

再編整備については、不安に思っている人が多いかと思います。そういう人たちは、このフォローアップ委員会に非常に関心をもち「前期だ

けか後期もはいつているか」その辺をきちんと仕切らないと大変困惑するのではないかと感じたものですから。

(高畑高校教育課長)

再確認ですが、今回の検証対象は、前期のみということで、卒業生をすでに出した学校を対象としています。

(野中教育長)

後期再編整備が終わってから果たしてどうだったのか、終わってからでは遅いと思いました。できあがったものについて検証を加えて、そして今進んでいるものについて活かそうということになりました。そして、今後引き継いで行かなければならない課題はないのかということで、それを検討する機会が今しかないということで「フォローアップ委員会」を立ち上げました。今進んでいるものについても活かしていきたいと考えています。

(岩崎委員長)

成果が出ているかどうかを、一回討議して検討していき、今後の対策に活かしていくということによいですか。

(松田職務代理)

委員会構成の学識経験者3名のなかに、大分大学教育福祉科学部の教授が2名入っていますが、再編の中に工業・商業・定通とかありますので、できれば経済学部とかあるいは工学部とか、同じ学部から2名選ぶのではなく、違った学部から人選した方が幅広い意見が出ると思います。

(岩崎委員長)

これはもう決まっているのですか。

(高畑高校教育課長)

この名簿にあがっている方々はご了解していただいています。今ご意見をいただきましたので、少し考慮させていただきます。

(岩崎委員長)

今のような意見を踏まえて、今後「フォローアップ委員会」の最終調整をしていただくということによろしいですか。

(高畑高校教育課長)

はい。

(岩崎委員長)

他に何かありますか。

では、この「フォローアップ委員会」の報告は以上です。

③新大分丸第一次遠洋航海実習 一時帰港について

(岩崎委員長)

次に、報告第3号「新大分丸第一次遠洋航海実習一時帰港について」について報告をしてください。

(高畑高校教育課長)

概要については、4月23日に臼杵港を出港し、ハワイホノルル港に向かっていた津久見高校海洋科学学校の新大分丸の船員2名に治療を要する病気及びけがが生じたために臼杵港に一時帰港したということです。

新大分丸の船員構成は、専攻科実習生12名、引率教員3名、乗組員20名の合計35名の乗船員がいました。そのうち2名の機関士が体調を崩したという事です。

経過については、4月30日乗組員Aが腹部に激しい痛みと嘔吐を訴えました。この時には実習生3名にも風邪と思われる症状があり、小笠原諸島沖から船を反転させ、診療所のある父島に向かいました。

この間、5月3日に乗組員Bが膝を負傷したため、5月4日に乗組員と実習生の計5名が父島の診療所で診察を受け、船員2名については、治療・検査が必要との事から船長の判断により臼杵港に一時帰港となりました。

この件については、5月7日に当課より報道発表を行っております。船員2名は帰港後大分市内の病院にて詳しい診察及び治療を受けています。

今後の対応については、5月8日に学校と教育次長、及び関係各課と協議を行い、当該乗組員2名の内少なくとも1名が乗船復帰し、5月19日までに再出港できれば遠洋航海実習を継続することとなりました。

5月19日というのは、航海の日程、帰港日が6月24日、ハワイホノルル港入港が6月4日と決まっておりますので逆算した日程ということです。航海日程等の関係上、まぐろ延縄操業実習については中止せざるをえないという事となりました。これが協議結果です。

最後に今後の予定です。乗組員の回復状況をみながら航海実習の継続の判断をおこなうとしています。最新の情報では、現在乗組員2名は順調に回復しており、医師の診断も良好のことから、このままなら5月15日水午前11時に再出港の方向で進みたいとのことです。以上です。

(岩崎委員長)

尿管結石の船員の方については、事前の健康調査等は、どうでしたか。

(高畑高校教育課長)

事前には、わかっていませんでした。通常の職員の検診は行っていますが乗船に備えての特別な検診は行っていません。今回、出港に際しては2名以外の乗組員について問診、健康観察等を行い、異常等あれば船長が把握し、対応していくようにしています。

(岩崎委員長)

他に意見はありませんか。

なければ次の報告に移ります。

④教育再生実行会議（第二次提言）について

(岩崎委員長)

報告第4号「教育再生実行会議（第二次提言）」について報告をしてください。

(佐野教育改革・企画課長)

教育再生実行会議（第二次提言）について報告いたします。

資料8ページをご覧ください。教育再生実行会議ですが25年1月15日閣議決定で設置をされております。

次の9ページをお開きください。会議の構成員ですが、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、有識者としまして鎌田早稲田大学総長が座長、三菱重工業株式会社取締役相談役 佃氏が副座長を務めております。行政関係の方からも高知県知事、三鷹市教育委員会委員長、前愛媛県知事、熊本県知事といった方が構成員としてなっております。

10ページにはあります。

検討の経緯等

会議のテーマ(迅速性)・いじめ対策・教育委員会制度

会議のテーマ(中長期)・大学の在り方・グローバル化に対応した教育・小中高校と大学の「六三三四制」の学制・大学入試

第1回 平成25年1月24日 主な議題：いじめ対策

第2回 平成25年2月15日 主な議題：いじめ対策

第3回 平成25年2月26日 主な議題：いじめ対策、
教育委員会制度

※いじめの問題などへの対応について(第一次提言)

- 第4回 平成25年3月22日 主な議題：教育委員会制度
第5回 平成25年4月4日 主な議題：教育委員会制度
第6回 平成25年4月15日 主な議題：教育委員会制度、
大学教育、グローバル人材育成
※教育委員会制度などの在り方について(第二次提言)
第7回 平成25年5月8日 主な議題：大学教育、
グローバル人材育成

【教育委員会制度などの在り方について(第二次提言)】

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く

現行の教育委員会制度には、合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の総括者である教育長の間での責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足といった課題が依然としてあります。

提言の問題意識の注目としては責任の所在が不明確である、といったところにあります。

13ページを見ていただきますと、

他方、教育委員会制度は、戦後一貫して、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保する機能を果たしてきました。新たな地方教育行政の体制においても、教育内容や教職員人事等における政治的中立性などの確保は引き続き重要です。その上で、地方教育行政に権限と責任を明確にするため、地域の民意を代表する首長が、教育行政に連帯して責任を果たせるような体制にする必要があります。

教育委員会の必要性に係る政治的中立性、継続性、安定性などの確保は引き続き重要だとした上で、その体制をうけて行なっていく、というふうにとらえております。

(主な提言)

首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。

教育委員会の性格を改め、その機能は、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。

教育長に、教育の専門的識見とマネジメント能力に優れた者を充てることのできるよう、現職の教育長や教育長候補者の研修など、「学び続ける教育長」の育成に国が一定の責任を果たす。

新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項とその取扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後中央教育審議会において更に専門的に審議されること

を期待する。と結んでおります。

分かりやすい図は17ページの教育委員会制度改革のイメージに示しております。

教育委員会自体の改革であります。現状は執行機関という位置づけであります。またその後の教育委員会がどういうふうになっていくのかは見えておりません。

(今後の見通し)

中央教育審議会に諮問して、今年度中詳細を詰めたうえで、早くて来年(平成26年)通常国会に関連法の改正案が提出される予定で進めている、ということでもあります。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

よろしいですね。今後の中央教育審議会での審議等を見守りたいと思います。

【協 議】

①幼児教育の取組について

(岩崎委員長)

次に、協議の①「幼児教育の取組について」協議をします。

〈説明概要〉

- ・ 知事部局と連携した研修について
- ・ 法定研修について
- ・ 事業に係る研修について
- ・ 幼児教育アドバイザーについて

(岩崎委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(松田職務代理)

養成は大学だけでなく、資格試験や専門学校でもとれます。

幼保小連携のセミナーなどは大分大学の先生を中心にした方がよいです。

(麻生委員)

幼稚園と保育園の数は。

(後藤義務教育課長)

手元に資料がありませんので今は、わかりません。

(麻生委員)

幼・保・小の所管が違うのはわかりますが1つにまとまらないものですか。

(麻生委員)

こども子育て支援課との連携担当は何人いますか。

(後藤義務教育課長)

2名います。

(林委員)

義務教育課の仕事をしなからですか。

(後藤義務教育課長)

そうです。

(岩崎委員長)

こども・子育て支援課は何人いますか。

(後藤義務教育課長)

手元に資料がありませんので今は、わかりません。

(麻生委員)

なぜ、3つに分かれているのですか、本来1つならいいのに。どこが主体か見えません。

(松田職務代理)

大分市は、待機児童が多く、県北は少ないです。幼保一体化は、平成27年度から教育の一体化です。幼保連携に関しては国の動向を見ながら市町村がしっかりやらなくてははいけません。

(林委員)

幼稚園と保育所で小1プロブレムに差がありますか。あるなら差を埋めないとはいけません。

(後藤義務教育課長)

大分県全体は21年度の32%から24年度は19%まで全体としては減少しています。アプローチカリキュラムで就学前指導をしています。

(松田職務代理)

市町村で連携する小学校が1校しかありません。私立幼稚園・保育所は連携できません。連携する小学校を増やしてほしいです。小1プロブレム対策指定地区以外にも幼保小連携を進めた方がよいです。

(岩崎委員長)

幼保小連携大分県研修会は2回実施ですか。

(後藤義務教育課長)

年間2回です。公立小学校教諭幼児教育施設派遣研修生が、この会で取組の成果を紹介しています。

(松田職務代理)

保育園にも自己評価や第三者評価を取り入れ、幼稚園と保育園で評価項目を統一した方がよいです。

(岩崎委員長)

他に何かはございませんか。

大分県としてとても重要な問題。幼保、幼保小の連携については、国はかなり進んでいるので、その動きを見据えてもう少し県として、幼保小の連携を進めていってください。

それでは、先に非公開と決定しました案件の議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

2課（教育改革・企画課、教育人事課）在室

（関係課以外の課室長・傍聴人退出）

【議 案】

第1号議案 教職員の懲戒処分について

(岩崎委員長)

それでは、第1号議案「教職員の懲戒処分について」提案を求めます。

(説明)

(岩崎委員長)

何かご意見ご質問はありませんか。

(質問、意見)

(岩崎委員長)

他に意見はございませんか。

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

②平成26年度（平成25年度実施）民間人校長採用選考（案）等

(岩崎委員長)

それでは、協議の②「平成26年度（平成25年度実施）民間人校長採用選考（案）について」協議をします。

(説明)

(岩崎委員長)

質疑・意見等のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(岩崎委員長)

それでは、今回の協議の結果を踏まえて、進めてください。

(岩崎委員長)

最後にこの際、何かありましたらどうぞお願いします。

(岩崎委員長)

それでは、これで平成25年度第4回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成25年度第4回大分県教育委員会会議次第

日時 平成25年5月13日(月)

14:00~15:50

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

①農業教育推進協議会について

②高校改革フォローアップ委員会について

③新大分丸第一次遠洋航海実習 一時帰港について

④教育再生実行会議(第二次提言)について

(3) 協 議

①幼児教育の取組について

②平成26年度(平成25年度実施)民間人校長採用選考(案)等

(4) その他

4 閉 会

農業教育推進協議会の協議結果（要旨）

1 農業教育推進協議会の概要	
○ 目的	「高校改革推進計画」の再編整備における農業教育の成果と課題を明らかにし、成果の伸長と課題の解決を図ることを通して魅力ある農業教育の推進に資するとともに、検討内容を今後の県内における産業教育全体の在り方に関する協議に活かす。
○ 対象校	三重総合高校、三重総合久住校、宇佐産業科学高校、国東高校
○ 開催日	平成25年2月7日、2月21日、3月18日の3回
○ 構成	学識経験者、企業関係者、地域代表者、教育研究団体関係者、関係行政機関関係者 学校関係者及び県教育委員会事務局

2 協議内容（○…主な成果 ●…主な課題）	
第1回 複数の学科をもつ高校において、農業の専門性が担保され、農業教育の成果は上がっているか。	
○	再編整備後においても、農業専門科目、農業科教員数、農業に係る授業時間数は確保されており、農業の基礎・基本となる知識・技術を習得する体制が整い、専門性は担保されている。【資料1】
●	入学する生徒の農業教育に対する意欲が低く、また卒業後の進路が農業学習の成果として十分に活かされていない。【資料2】
第2回 総合選択制の主旨が活かされ、進路目標や興味・関心に応じた科目選択ができるなど、成果は上がっているか。	
○	総合選択制の主旨は活かされており、多様化する生徒の学習ニーズに対応できている。【資料3】
○	農業に興味・関心をもつ他学科の生徒が、農業の学習をできるようになっている。
●	教育課程編成時の選択科目の設定や、生徒の科目選択時の指導の在り方などについて、絶えず改善を重ねていく必要がある。
第3回 地域に根ざした特色ある農業教育が行われ、そのことが学校づくりに役立っているか。	
○	地域に根ざした農業教育の実践や、従来から各校で行われていた農業教育活動により、地域の農業課題と関連した課題研究等が行われており、地域の学校として特色づくりに役立っている。【資料4】
●	各校とも情報発信や情報収集に一層努め、地域と一体になった活動を更に進める必要がある。

「高校改革推進計画」の「農業（高校）の基本的な考え方」の検証

- (1) 県内各地に配置された農業系学科での地域に合った農業学習の実践
- (2) 幅広い学習ができる総合選択制のメリットの活用

3 検証のまとめ	
(1) について、 農業系学科を県内各地にバランスよく配置したことにより、地域の人々に地元の高校を支えようとする意識が生まれており、各高校が地域に根ざした農業教育に取り組むことで、学校の特色づくりが進んでいる。 【課題】学校の研究成果の地元への還元や、地域課題に係る先進農家での研修など、更なる連携の充実が求められる。	
(2) について 農業の専門性を深める生徒にはより専門的な学習ができ、幅広く学習をする生徒には進路目標、興味・関心に応じた学習ができるなど、総合選択制のメリットは活かされている。また、農業科生全員が学ぶべき専門科目は、再編整備前と同程度の授業時間が確保できている。 【課題】進路目標に応じた適切な科目選択ができるよう、早期からの充実した進路指導が求められる。	

【資料1】専門性の担保

(1) 農業の専門科目の確保

全員履修と選択履修の単位数の統合前後の比較

学校名 年度	三重総合		三重総合久住校		宇佐産業科学		国東	
	H17	H24	H17	H24	H19	H24	H19	H24
全員履修	32	32	28	32	34	30	28	30
選択履修	0~10	0~10	0~4	0~4	0~4	0~8	0~12	0~10

(2) 農業の授業時間の確保

卒業までに学習する農業科目の総単位数の比較

	統合前	統合後
三重総合(生物環境科)	32 ~ 42	32 ~ 42
久住校(農業科)	28 ~ 32	32 ~ 36
宇佐産業科学(グリーン環境科)	34 ~ 38	30 ~ 38
国東(園芸ビジネス科)	28 ~ 40	30 ~ 40
山香農業(農業経営科)	42	
佐伯鶴岡(施設園芸科)	40 ~ 42	
玖珠農業(生物生産科)	27 ~ 38	
大分東(園芸ビジネス・デザイン科)	30 ~ 38	
日出総合(農業経営科)	31 ~ 39	

※後期再編整備計画(H22~H27)の対象校

(3) 農業科教員の確保

農業科1学級当たりの教員数

学校名(統合年度)	統合前	統合後
三重総合(H18)	1.6人	1.7人
宇佐産業科学(H20)	1.8人	2.3人
国東(H20)	2人	2人

※ 農業科目に関する実習や実験は、学習指導要領の規定により、当該科目の総時間数の10分5以上の時間が当てられており、各学校とも従前同様の時間が十分確保されている。

【資料2】新規高卒予定者の産業別求人状況

大分労働局職業安定課
平成24年12月末現在

項目	卒業年		24年 3月卒	25年 3月卒	対前年同期比増減状況	
	2604	2,737			求人数	率(%)
計	2,604	2,737	19	▲1	▲5.0	5.1
農業、林業、漁業	(01~04)	3	5	2	66.7	
鉱業、採石業、砂利採取業	(05)	296	300	4	1.4	
建設業	(06~08)	1,100	978	▲122	▲11.1	
製造業	(09~32)	8	5	▲3	▲37.5	
電気・ガス・熱供給・水道業	(33~36)	5	13	8	160.0	
情報通信業	(37~41)	56	76	20	35.7	
運輸業、郵便業	(42~49)	199	266	67	33.7	
卸売業、小売業	(50~61)	7	7	0	0.0	
金融業、保険業	(62~67)	14	20	6	42.9	
不動産業、物品賃貸業	(68~70)	25	31	6	24.0	
学術研究、専門・技術サービス業	(71~74)	222	271	49	22.1	
宿泊業、飲食サービス業	(75~77)	107	123	16	15.0	
生活関連サービス業、娯楽業	(78~80)	4	5	1	25.0	
教育、学習支援業	(81~82)	423	448	25	5.9	
医療、福祉	(83~85)	39	31	▲8	▲20.5	
複合サービス事業	(86~87)	76	137	61	80.3	
サービス業(他に分類されないもの)	(88~96)	0	2	2	—	
公務、その他	(97~99)					

※ 産業別()数字は、総務省「日本標準産業分類」の中分類番号

【資料3】 総合選択制への対応例（宇佐産業科学高校）

2年総合選択科目

★印…学校設定科目

科目群の狙い	科目名	グリーン環境	電子機械	ビジネス管理	生活デザイン	計
進学対応	数学A	1	8	3	3	15
選択 A（2単位）	農業機械	26				26
	電子情報技術		30			30
	商品と流通			13		13
他学科の学習の幅を広げる	コンフェクショナリ★				20	20
	草花	3		4	9	13
	製図			3		6
	文書デザイン	2	1		4	7
	服飾手芸	1		11		12
合計		33	39	34	36	142

科目群の狙い	科目名	グリーン環境	電子機械	ビジネス管理	生活デザイン	計
進学対応	英語応用★	1	6	6	3	16
選択 B（2単位）	作物	27				27
	自動車工学		32			32
	文書デザイン			18		18
	被服製作				16	16
	生物活用(植物)			2	13	15
他学科の学習の幅を広げる	工業数理基礎	3			1	4
	簿記入門★	2	1		3	6
	発達と保育			8		8
	合計	33	39	34	36	142

3年総合選択科目

科目群の狙い	科目名	グリーン環境	電子機械	ビジネス管理	生活デザイン	計
進学対応	国語表現 I	3	3	4		10
選択 C（2単位）	生物活用	22				22
	電子情報技術		31			31
	国際ビジネス			18		18
	生活デザイン★				31	31
	生物活用(動物)	4		6	6	12
他学科の学習の幅を広げる	製図	3	5	1		5
	文書デザイン	2		8		8
	服飾手芸				37	37
	合計	34	39	37	37	147

科目群の狙い	科目名	グリーン環境	電子機械	ビジネス管理	生活デザイン	計
進学対応	数学A		8	1		9
選択 D（2単位）	作物	23				23
	機械設計		28			28
	文書デザイン			24		24
	被服製作				19	19
	食品製造	6		7	8	15
他学科の学習の幅を広げる	情報技術基礎			4		4
	初級簿記★	5	3		10	13
	児童文化			1		6
合計	34	39	37	37	147	

【資料4】 地域の農業課題と結びついた農業教育の実践

～「地域に根ざした農業教育推進事業」(H22～H24)～

校名	テーマ・概要	取組内容
三重総合	<p>テーマ:「地域特産物を活用した加工品開発・流通」</p> <p>概要:特産野菜を使用した新しい加工品開発の研究、及びオリジナルパッケージ等の開発や商標登録の取得</p>	<p>①地域特産物加工品の開発と商品化</p> <p>②県民フォーラムでの発表</p> <p>③他学科と連携した開発加工品のパッケージ作成</p>
三重総合久住校	<p>テーマ:「繁殖牛の育成管理技術の向上と農業生産工程管理手法」</p> <p>概要:畜産部門の育成管理技術の向上と野菜部門での農産物の生産、管理に係る新技術の導入</p>	<p>①早期離乳による経営改善の研究</p> <p>②子牛に関する管理技術の修得</p> <p>③JGAP(農業生産工程管理手法)認証の取得(全国高校4例目)(24年1月)</p>
宇佐産業科学	<p>テーマ:「飼料米の品種比較」</p> <p>概要:飼料米の品種間差異と、ニフトリによる嗜好性調査</p>	<p>①飼料米の品種比較・栽培試験</p> <p>②飼料米の給餌試験</p> <p>⇒鶏卵の品質調査</p> <p>③米粉飼料兼用品種の活用研究</p> <p>⇒米粉パンの製造(6次産業化)</p>
国東	<p>テーマ:「地域未利用資源を活用した野菜生産」</p> <p>概要:大豆煮汁や海水などを活用した野菜(トマト、小ネギ)生産と、安全・安心な食料生産のためのJGAP(農業生産工程管理手法)の取得</p>	<p>①大分大学・企業との連携した、大豆煮汁発酵液を利用した栽培法の研究⇒地域連携した小ネギ栽培</p> <p>②JGAP(農業生産工程管理手法)認証の取得(全国高校3例目)(24年1月)</p>

※農業系学科設置8校で、先進農家等と連携した体験学習に積極的に取り組んでいる。

(例) 1 年次: 農業大学校や先進農家での体験学習

2 年次: 農業大学校での宿泊研修、青年農業者との交流と先進農家

研修、農業法人・先進農家等でのインターンシップ

3 年次: 農業大学校の進路ガイダンス、農業生産法人への就職活動

【資料5】 総合選択制への対応例

農業教育推進協議会 報告書

平成25年5月

はじめに

平成25年2月、農業教育推進協議会は大分県教育委員会教育長から、「高校改革推進計画」（平成17年3月29日策定）によって再編整備を行った三重総合高等学校、三重総合高等学校久住校、宇佐産業科学高等学校、国東高等学校の4校について、その成果と課題を検証するよう要請を受け、平成25年3月末までに3回の協議会を開催した。

農業高校の再編整備の方向性については、「高校改革推進計画 後期再編整備計画」（平成20年8月27日策定）の中の「農業（高校）の基本的な考え方」の項で次のように示されている。

“農業に関する学校・学科をどのようにして存続するのかという視点で検討した結果、農業を単独校として1校に集約するよりも、県内各地でそれぞれの地域に合った農業を学習できるよう、県内各地にバランスよく農業に関する学科を配置する”

“これからの農業を担う若者には、農業を軸足として経営や商取引に関することなど幅広い学習が必要になるとの指摘があり、農業科に所属していながら必要に応じて他学科の学習もできるという総合選択制のメリットを、適正規模の高校の中で最大限に活用する”

こうした考え方に従って行われた再編整備の結果を検証するために、本協議会では次の2点について重点的に協議を行った。

- | |
|--|
| <p>(1) 県内各地に農業に関する学科をバランスよく配置し、それぞれの地域に合った農業学習が行われているか。</p> <p>(2) 必要に応じて他学科の学習もできる総合選択制のメリットを活用しているか。</p> |
|--|

加えて、「高校改革推進計画」の実施にともない、それまでの農業単独校が他の学科と併置された総合選択制高校になったことから、「農業教育の専門性が維持できているか」という意見も多くあることから、この点についても協議を行った。

本協議会は各委員から活発な意見が出され、充実したものになった。ここで協議した内容が、各高校で展開されている農業教育を一層魅力あるものにする取組や、これからの大分県の産業教育の在り方についての協議の場に活かされることを期待するものである。

農業教育推進協議会 会長 三次 徳二

目 次

1	農業教育推進協議会の協議結果（要旨）	1
2	検証の具体的内容	6
3	各回における協議内容	
	（1）第1回農業教育推進協議会	8
	（2）第2回農業教育推進協議会	11
	（3）第3回農業教育推進協議会	14
4	資料	18

1 農業教育推進協議会の協議結果（要旨）

1 農業教育推進協議会の概要	
○ 目的	「高校改革推進計画」の再編整備における農業教育の成果と課題を明らかにし、成果の伸長と課題の解決を図ることを通して、魅力ある農業教育の推進に資するとともに、検討内容を今後の県内における産業教育全体の在り方に関する協議に生かす。
○ 対象校	三重総合高校、三重総合久住校、宇佐産業科学高校、国東高校
○ 開催日	平成25年2月7日、2月21日、3月18日の3回
○ 構成	学識経験者、企業関係者、地域代表者、教育研究団体関係者、関係行政機関関係者 学校関係者及び県教育委員会事務局

2 協議内容（○…主な成果 ●…主な課題）	
<u>第1回 複数の学科をもつ高校において、農業の専門性が担保され、農業教育の成果は上がっているか。</u>	
○	再編整備後においても、農業専門科目、農業科教員数、農業に係る授業時間数は確保されており、農業の基礎・基本となる知識・技術を習得する体制が整い、専門性は担保されている。【資料1】
●	入学する生徒の農業教育に対する意欲が低く、また卒業後の進路が農業学習の成果として十分に活かされていない。【資料2】
<u>第2回 総合選択制の主旨が活かされ、進路目標や興味・関心に応じた科目選択ができるなど、成果は上がっているか。</u>	
○	総合選択制の主旨は活かされており、多様化する生徒の学習ニーズに対応できている。【資料3】
○	農業に興味・関心をもつ他学科の生徒が、農業の学習をできるようになっている。
●	教育課程編成時の選択科目の設定や、生徒の科目選択時の指導の在り方などについて、絶えず改善を重ねていく必要がある。
<u>第3回 地域に根ざした特色ある農業教育が行われ、そのことが学校づくりに役立っているか。</u>	
○	地域に根ざした農業教育の実践や、従来から各校で行われていた農業教育活動により、地域の農業課題と関連した課題研究等が行われており、地域の学校として特色づくりに役立っている。【資料4】
●	各校とも情報発信や情報収集に一層努め、地域と一体になった活動を更に進める必要がある。

「高校改革推進計画」の「農業（高校）の基本的な考え方」の検証

- (1) 県内各地に配置された農業系学科での地域に合った農業学習の実践
- (2) 幅広い学習ができる総合選択制のメリットの活用

3 検証のまとめ	
(1) について、	農業系学科を県内各地にバランスよく配置したことにより、地域の人々に地元の高校を支えようとする意識が生まれており、各高校が地域に根ざした農業教育に取り組むことで、学校の特色づくりが進んでいる。 【課題】学校の研究成果の地元への還元や、地域課題に係る先進農家での研修など、更なる連携の充実が求められる。
(2) について	農業の専門性を深める生徒にはより専門的な学習ができ、幅広く学習をする生徒には進路目標、興味・関心に応じた学習ができるなど、総合選択制のメリットは活かされている。また、農業科生全員が学ぶべき専門科目は、再編整備前と同程度の授業時間が確保できている。 【課題】進路目標に応じた適切な科目選択ができるよう、早期からの充実した進路指導が求められる。

【資料1】専門性の担保

(1) 農業の専門科目の確保

全員履修と選択履修の単位数の比較

学校名	三重総合		三重総合久住校		宇佐産業科学		国東	
	H17	H24	H17	H24	H19	H24	H19	H24
全員履修	32	32	28	32	34	30	28	30
選択履修	0～10	0～10	0～4	0～4	0～4	0～8	0～12	0～10

(2) 農業の授業時間の確保

卒業までに学習する農業科目の総単位数の比較

	統合前	統合後
三重総合（生物環境科）	32 ～ 42	32 ～ 42
久住校（農業科）	28 ～ 32	32 ～ 36
宇佐産業科学（グリーン環境科）	34 ～ 38	30 ～ 38
国東（園芸ビジネス科）	28 ～ 40	30 ～ 40
山香農業（農業経営科）	42	
佐伯鶴岡（施設園芸科）	40 ～ 42	※後期再編整備計画(H22～H27)の対象校
玖珠農業（生物生産科）	27 ～ 38	
大分東（園芸ビジネス・デザイン科）	30 ～ 38	
日出総合（農業経営科）	31 ～ 39	

(3) 農業科教員の確保

農業科1学級当たりの教員数

学校名（統合年度）	統合前	統合後
三重総合（H18）	1.6人	1.7人
宇佐産業科学(H20)	1.8人	2.3人
国東（H20）	2人	2人

※ 農業科目に関する実習や実験は、学習指導要領の規定により、当該科目の総時間数の10分の5以上の時間が当てられており、各学校とも従前同様の時間が十分確保されている。

【資料2】新規高卒予定者の産業別求人状況

大分労働局職業安定課
平成24年12月末現在

項 目	卒業年	24年 3月卒	25年 3月卒	対前年同期比増減状況	
				求人数	率(%)
計		2,604	2,737	133	5.1
産業別	農業、林業、漁業 (01～04)	20	19	▲ 1	▲ 5.0
	鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	3	5	2	66.7
	建設業 (06～08)	296	300	4	1.4
	製造業 (09～32)	1,100	978	▲ 122	▲ 11.1
	電気・ガス・熱供給・水道業 (33～36)	8	5	▲ 3	▲ 37.5
	情報通信業 (37～41)	5	13	8	160.0
	運輸業、郵便業 (42～49)	56	76	20	35.7
	卸売業、小売業 (50～61)	199	266	67	33.7
	金融業、保険業 (62～67)	7	7	0	0.0
	不動産業、物品賃貸業 (68～70)	14	20	6	42.9
	学術研究、専門・技術サービス業 (71～74)	25	31	6	24.0
	宿泊業、飲食サービス業 (75～77)	222	271	49	22.1
	生活関連サービス業、娯楽業 (78～80)	107	123	16	15.0
	教育、学習支援業 (81～82)	4	5	1	25.0
	医療、福祉 (83～85)	423	448	25	5.9
	複合サービス事業 (86～87)	39	31	▲ 8	▲ 20.5
	サービス業(他に分類されないもの) (88～96)	76	137	61	80.3
	公務、その他 (97～99)	0	2	2	—

※ 産業別()数字は、総務省「日本標準産業分類」の中分類番号

【資料3】 総合選択制の科目選択例（宇佐産業科学高校）

2年総合選択科目		★印…学校設定科目					
科目群の狙い	科目名	グリーン環境	電子機械	ビジネス管理	生活デザイン	計	
選択A (2単位)	進学対応	数学A	1	8	3	3	15
	自学科の専門性を深める	農業機械	26				26
		電子情報技術		30			30
		商品と流通			13		13
		コンフェクショナリ★				20	20
	他学科の学習の幅を広げる	草花			4	9	13
		製図	3		3		6
		文書デザイン	2	1		4	7
		服飾手芸	1		11		12
	合計		33	39	34	36	142

科目群の狙い	科目名	グリーン環境	電子機械	ビジネス管理	生活デザイン	計	
選択B (2単位)	進学対応	英語応用★	1	6	6	3	16
	自学科の専門性を深める	作物	27				27
		自動車工学		32			32
		文書デザイン			18		18
		被服製作				16	16
	他学科の学習の幅を広げる	生物活用(植物)			2	13	15
		工業数理基礎	3			1	4
		簿記入門★	2	1		3	6
		発達と保育			8		8
	合計		33	39	34	36	142

3年総合選択科目							
科目群の狙い	科目名	グリーン環境	電子機械	ビジネス管理	生活デザイン	計	
選択C (2単位)	進学対応	国語表現I	3	3	4		10
	自学科の専門性を深める	生物活用	22				22
		電子情報技術		31			31
		国際ビジネス			18		18
		生活デザイン★				31	31
	他学科の学習の幅を広げる	生物活用(動物)			6	6	12
		製図	4		1		5
		文書デザイン	3	5			8
		服飾手芸	2		8		10
	合計		34	39	37	37	147

科目群の狙い	科目名	グリーン環境	電子機械	ビジネス管理	生活デザイン	計	
選択D (2単位)	進学対応	数学A	8	1		9	
	自学科の専門性を深める	作物	23				23
		機械設計		28			28
		文書デザイン			24		24
		被服製作				19	19
	他学科の学習の幅を広げる	食品製造			7	8	15
		情報技術基礎	6		4		10
		初級簿記★		3		10	13
		児童文化	5		1		6
	合計		34	39	37	37	147

【資料4】地域の農業課題と結びついた農業教育の実践

～「地域に根ざした農業教育推進事業」(H22～H24)～

校名	テーマ・概要	取組内容
三重総合	<p>テーマ:「地域特産物を活用した加工品開発・流通」</p> <p>概要:特産野菜を使用した新しい加工品開発の研究、及びオリジナルパッケージ等の開発や商標登録の取得</p>	<p>①地域特産物加工品の開発と商品化</p> <p>②県民フォーラムでの発表</p> <p>③他学科と連携した開発加工品のパッケージ作成</p>
三重総合久住校	<p>テーマ:「繁殖牛の育成管理技術の向上と農業生産工程管理手法」</p> <p>概要:畜産部門の育成管理技術の向上と野菜部門での農産物の生産、管理に係る新技術の導入</p>	<p>①早期離乳による経営改善の研究</p> <p>②子牛に関する管理技術の修得</p> <p>③JGAP(農業生産工程管理手法)認証の取得(全国高校4例目)(24年11月)</p>
宇佐産業科学	<p>テーマ:「飼料米の品種比較」</p> <p>概要:飼料米の品種間差異と、ニワトリによる嗜好性調査</p>	<p>①飼料米の品種比較・栽培試験</p> <p>②飼料米の給餌試験 ⇒鶏卵の品質調査</p> <p>③米粉飼料兼用品種の活用研究 ⇒米粉パンの製造(6次産業化)</p>
国東	<p>テーマ:「地域未利用資源を活用した野菜生産」</p> <p>概要:大豆煮汁や海水などを活用した野菜(トマト、小ネギ)生産と、安全・安心な食料生産のためのJGAP(農業生産工程管理手法)の取得</p>	<p>①大分大学・企業との連携した、大豆煮汁発酵液を利用した栽培法の研究⇒地域連携した小ネギ栽培</p> <p>②JGAP(農業生産工程管理手法)認証の取得(全国高校3例目)(24年1月)</p>

※農業系学科設置8校で、先進農家等と連携した体験学習を積極的に取り組んでいる。

- (例)
- 1年次:農業大学校や先進農家での体験学習
 - 2年次:農業大学校での宿泊研修、青年農業者との交流と先進農家研修、農業法人・先進農家等でのインターンシップ
 - 3年次:農業大学校の進路ガイダンス、農業生産法人への就職活動

2 検証の具体的内容

(1) 県内各地に農業に関する学科をバランスよく配置し、それぞれの地域に合った農業学習が行われているか。

県教育委員会は、前期再編整備計画の対象校のうち農業系学科をもつ三重総合高校、三重総合久住校、宇佐産業科学高校、国東高校の4校に対し、「地域に根ざした農業教育の推進事業」（平成22年度～24年度）を行ってきた。この事業の目的は、地域農業の課題解決に取り組むことで、農業教育を一層特色・魅力あるものにするにある。

「地域に根ざした農業教育の推進事業」のテーマとその内容

校名	テーマ	内 容
三重総合	地域特産物を活用した加工品開発・流通	野菜を使用した新しい加工品開発の研究、及びオリジナルパッケージ等の開発や商標登録の取得
三重総合久住校	繁殖牛の育成管理技術の向上と農業生産工程管理手法	畜産部門の育成管理技術の向上と野菜部門での農産物の生産、管理に係る新技術の導入
宇佐産業科学	飼料米の品種比較	飼料米の品種間差異とニワトリによる嗜好性調査
国 東	地域未利用資源を活用した野菜生産	大豆煮汁や海水などを活用した野菜生産と、安全・安心な食料生産のための農業生産工程管理手法の取得

この事業以外にも各高校では、地域住民を対象にした農作物やその加工品の販売と園芸教室、地元中学校等の生徒を対象にした出前授業や農業体験学習、また、農業教育の成果を活かしたボランティア活動等を行っている。

これらの活動について、委員から次のような意見が出された。

- 子どもたちの認識が年々変わってくるのを感じている。子どもたちから、地域産業や地域社会の活性化に役立ちたいという言葉が出てくるようになり嬉しい。
- 三重総合の「甘太くんパン」は、コンビニエンスストアが企画して、提携先の企業と高校生を上手く連携させ、学校の研究成果を発表した結果である。
- 学園祭などの販売で、地元の方々が農産物を買いくるのは、品質が良いことを地元の人が理解しているからでもっとブランド化すればよい。
- 3年間、高校の課題研究で学習してきた新しい技術を取り入れながら、地域で多頭飼育に頑張っている卒業生が出てきている。
- 地元の高校は我々の地域社会の財産であるから絶対に応援する。地域の方も温かく見守っているので、学校も遠慮せずにもっと地域に協力要請をして欲しい。
- 少子化により、地域のための高校という性格が強まっている。学校は、地域貢献のために生徒が積極的に動くような学習プログラムを準備しておく必要がある。
- 学校の教員は地域の人をあまり知らない。地域の学校は地域の後継者をつくる場だ。学校がもっと地域に要望して、地域を利用して欲しい。地域は学校を応援したい。

農業高校を県内各地にバランスよく配置し、その上で「地域に根ざした農業教育の推進事業」を行ったことによって、各高校に地域農業の課題解決に取り組む教育活動が展開されている。その結果、地域の方にも、高校と連携し支えようとする動きが出てきている。今後、各高校が地域との関わりを更に深め、その連携の質を高めていく必要がある。

(2) 必要に応じて他学科の学習もできる総合選択制のメリットを最大限に活用しているか。

総合選択制のメリットは、学科の専門性を維持しながら、自分が所属する学科の枠を超えて他学科の教科・科目を学習できることにある。

下の表は三重総合高校、宇佐産業科学高校、国東高校の科目選択の状況であるが、農業科の他に商業科2学級が設置されている三重総合高校においては、「国際ビジネス」、「ビジネス基礎」などの商業系科目のほか、「図形と画像の処理」「映像実践（学校設定科目）」など情報系の科目が設定されており、多くの農業学科生が他学科の学習をしている。宇佐産業科学高校は、農業科単独校に他学科が設置されてきた経緯もあり、しかも元来、農業の盛んな土地柄から、他の2校に比べて「農業機械」「作物」「生物活用」など農業の専門科目を学習している生徒が多い。国東高校においては、1学年6学級のうち普通科3学級を持つ学校の構成上、学校全体が進学する生徒が多く、他の2校に比べて上級学校進学に備えた国語、英語、数学などの科目を選択する生徒が多くなっている。

	三重総合高校	宇佐産業科学高校	国東高校
全ての総合選択科目における総生徒数 (A)	195 2年：37人(3講座) 3年：28人(3講座)	134 2年：33人(2講座) 3年：34人(2講座)	158 2年：28人(2講座) 3年：34人(3講座)
他学科の教科・科目を選択している総生徒数 (B)	91	36	62
割合 (B) / (A)	46.7%	26.9%	39.2%

総合選択制について、委員から次のような意見が出された。

- 多様化している生徒の進路実態から考えると、総合選択制は非常にありがたいシステムである。
- 問題は先生方が子どもたちに将来の道筋を立て、意欲を持たせて科目選択をさせているかどうか。（総合選択制の良さを発揮させるには）先生方の力に大きく左右されるのではないか。
- 総合選択制でも農業の専門科目の学習は充分できるようになっている。また、農業科以外の生徒でも、農業に関心のある生徒が農業の学習をできるようになっている。

また、三重総合高校、宇佐産業科学高校、国東高校の3校からは、進学希望の生徒が英語や小論文に関する科目を学び短期大学に進学した事例や、「簿記基礎」「ビジネス基礎」等の商業系科目で電卓検定や商業経済検定などの資格を取得して就職した事例など、総合選択制を活かした進学・就職についての報告があり、各校とも総合選択制の主旨を活かした学習活動が行われていると考えられる。

今後、総合選択制のメリットを更に活かすためには、生徒の学習ニーズを的確に把握し適切な教育課程を編成すること、そして、生徒が科目選択を行う際に、自己の進路目標と結び付けて考えるような進路指導の充実が求められる。

3 各回における協議内容

(1) 第1回農業教育推進協議会

協議題	「再編整備した高校において、農業教育の専門性が担保されているか」
日時	平成25年2月7日(木) 14:30~16:30
場所	大分県教育庁別館7F 教育委員室

1 農業系学科設置校の推移

「高校教育改革推進計画」における農業系学科の再編整備は次のように推移している。

農業系学科設置校の推移								
平成17年度第1学年 (前期再編整備計画の実施前)			平成24年度第1学年			平成27年度第1学年 (後期再編整備計画の実施後)		
公立学校数		54	公立学校数		45	公立学校数		40
1学年学級数		236	1学年学級数		208	1学年学級数		-
1学年公立学校定員		9440	1学年公立学校定員		8320	1学年公立学校定員		-
農業科設置校	全校に占める割合	8 14.8%	農業科設置校	全校に占める割合	8 17.8%	農業科設置校	9	22.5%
農業科学級数	全学級に占める割合	14 5.9%	農業科学級数	全学級に占める割合	10 4.8%	農業科学級数	10	-
農業科設置校定員	全定員に占める割合	560	農業科設置校定員	全定員に占める割合	400	農業科設置校定員	400	-
(※)学校数、学級数は本校+分校								
学校名	学科名	定員	学校名	学科名	定員	学校名	学科名	定員
宇佐産業科学高校	農業経営科 農業土木科	40 40	宇佐産業科学高校	グリーン環境科	40	宇佐産業科学高校	グリーン環境科	40
国東農工高校	園芸科学科	40	国東高校	園芸ビジネス科	40	国東高校	園芸ビジネス科	40
山香農業高校	農業経営科 生活科学科	40 40	山香農業高校	農業経営科 生活科学科	40 40	日出総合高校	農業経営科	40
佐伯鶴岡高校	食品流通科 施設園芸科	40 40	佐伯鶴岡高校	施設園芸科	40	大分東高校	園芸ビジネス科 園芸デザイン科	40 40
三重農業高校	施設園芸科 農業土木科	40 40	三重総合高校	生物環境科	40	佐伯新設高校	食農ビジネス科	40
久住分校	農業科	40	久住校	農業科	40	三重総合高校	生物環境科	40
玖珠農業高校	生物生産科 食品化学科	40 40	玖珠農業高校	生物生産科 食品化学科	40 40	久住校	農業科	40
日田林工高校	林業科 林産工学科	40 40	日田林工高校	林業科	40	玖珠新設高校	(学科名未定)	40
合計		560	合計		400	日田林工高校	林業科	40
						合計		400

2 農業教育の専門性について

総合選択制高校になったことで、農業の専門性が薄れるのではないかと、という意見があることから、専門性が担保されているのかについて協議を行った。「専門性」の解釈については、委員から様々な意見がだされたが、高等学校は学習指導要領に基づいて専門教育を行わなければならない以上、高校の農業教育における専門性を、学習指導要領に示されている農業に関する基本となる知識・技術の習得に他ならないと、本協議会では結論付けた。

その上で、「専門性が担保されているか」という協議題で話し合いを行った。結果として、次の資料が示すように、総合選択制高校と再編整備前の農業単独校やこれから再編整備を行う高校とを比較した場合、専門科目の授業時間数や指導教員数などについて大きな違いがないことが明らかになった。

卒業までに学習する農業科目の総単位数の比較

	統合前	統合後
三重総合（生物環境科）	32 ～ 42	32 ～ 42
久住校（農業科）	28 ～ 32	32 ～ 36
宇佐産業科学（グリーン環境科）	34 ～ 38	30 ～ 38
国東（園芸ビジネス科）	28 ～ 40	30 ～ 40
山香農業（農業経営科）	42	
佐伯鶴岡（施設園芸科）	40 ～ 42	※後期再編整備計画（H22～H27）の対象校
玖珠農業（生物生産科）	27 ～ 38	
大分東（園芸ビジネス・デザイン科）	30 ～ 38	
日出総合（農業経営科）	31 ～ 39	

農業科1学級当たりの教員数

学校名（統合年度）	統合前	統合後
三重総合（H18）	1.6人	1.7人
宇佐産業科学（H20）	1.8人	2.3人
国東（H20）	2人	2人

また、総合選択制高校では、生徒の選択できる科目が多くあり、そのために専門科目を選択する生徒が全体的に減り、農業の専門性が薄れるのではないかと、という指摘もある。しかし、下の表が示すように、再編整備の前と後で、農業系学科の全生徒に履修（単位を修得するために特定の科目を学ぶこと）を義務付けている専門科目の単位数は大きく変わっていないことも明らかになった。

全員履修と選択履修の単位数の統合前後の比較

学校名	三重総合		三重総合久住校		宇佐産業科学		国東	
	H17	H24	H17	H24	H19	H24	H19	H24
全員履修	32	32	28	32	34	30	28	30
選択履修	0～10	0～10	0～4	0～4	0～4	0～8	0～12	0～10

3 農業系学科生の進路状況について

進路については、生徒の多くが就職する傾向にあり、進学しても専門学校や短期大学に進む生徒が多い。進学する生徒の中には、高校で学習しなかった部門に関心を持った生徒が県立農業大学校へ進学したり、農業教育の中で環境問題に興味を持った生徒が4年制大学に進学する例もあるが、就職に関しては農業関連の求人数そのものが少なく、ましてや高校卒業後、直ちに就農する生徒は殆どいない。

就職する生徒の多い農業系学科では、卒業後の進路が、自分の学習した成果を活かしきれないこともあり、それが生徒の学習意欲にも影響を与えていると考えられる。

生徒の進路について、第2回協議会の中で次のような意見が委員から出された。

後継者育成は重要だが、出口の段階で就職先が無く、農業だけでは生活も難しく、ビジネスとして成立していない現実があるから、生徒は農業以外の仕事に就いている。農業が儲かる産業であれば、後継者は必然的に出てくるし、優秀な生徒が農業高校に入学してくる。農業関連の就職がなく、親も子どもに農業を継がせようとしていない現状を打開することが必要ではないか。

高校卒業後の進路

区分		卒業年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考
三重総合	進学	4年制大学(国・私)	1	3	1	1	0	1	H19年度まで(網掛け部分)は三重農業高校の2学級(施設園芸科、農業土木科) H20年度以降は三重総合高校の1学級(生物環境科)	
		農業大学校	1	5	2	2	2	3		
		その他の進学	16	6	8	4	11	6		
	就職	公務員	1	0	0	1	1	1		
		農業関連就職	9	17	3	5	7	3		
		その他の就職	23	35	21	24	14	16		
	その他	4	0	0	0	0	1			
卒業生数		55	66	35	37	35	31			
三重総合久住校	進学	4年制大学(国・私)	0	0	1	0	0	0		
		農業大学校	2	4	4	2	6	7		
		その他の進学	4	5	4	0	5	6		
	就職	公務員	1	3	3	0	0	0		
		農業関連就職	2	6	6	21	7	9		
		その他の就職	19	9	16	5	6	6		
	その他	4	7	2	3	3	2			
卒業生数		32	34	36	31	27	30			
宇佐産業科学	進学	4年制大学(国・私)	1	2	1	1	0	0	21年度まで(網掛け部分)は2学級(農業経営科、農業土木科) H22年度以降は1学級(グリーン環境科) H21年度卒業の農業関連就職12人のうち8人が食品製造等へ就職	
		農業大学校	3	1	2	4	2	6		
		その他の進学	6	12	8	9	7	4		
	就職	公務員	2	2	1	0	1	0		
		農業関連就職	4	5	5	12	11	2		
		その他の就職	47	37	42	38	17	19		
	その他	4	2	5	0	0	6			
卒業生数		67	61	64	64	38	37			
国東	進学	4年制大学(国・私)	1	2	0	0	1	0	H19年度まで(網掛け部分)は国東農工高校の園芸科学科 H20年度以降は(新)国東高校の園芸ビジネス科 H18年度卒業の農業関連就職15人のうち12人が食品製造等へ就職	
		農業大学校	1	2	3	4	2	1		
		その他の進学	0	9	9	8	8	12		
	就職	公務員	1	0	0	0	0	0		
		農業関連就職	15	6	3	1	2	8		
		その他の就職	15	18	20	22	17	19		
	その他	0	0	2	0	3	0			
卒業生数		33	37	37	35	33	40			

※太線は再編整備後の卒業生を示す

【第1回のまとめ】

- 総合選択制高校においても、農業に関する授業時間や教員は確保されており、専門科目も設定され、農業教育の基礎・基本となる知識や技術の習得ができるようになっており、専門性は担保されている。
- 農業系学科に入学する生徒の農業教育に対する意欲が低いこと、また、農業系学科での学習成果を活かす進路につながっていないことが課題である。

(2) 第2回農業教育推進協議会

協議題

「総合選択制の主旨が活かされ、進路目標や興味・関心に応じた科目選択ができていますか」

日時：平成25年2月21日(木) 13:30~15:20

場所：大分県庁舎別館7F 教育委員室

1 総合選択制高校について

農業系学科と他の学科を併置し適正規模になった総合選択制高校は、教員数や生徒数も増加し、部活動も増えるなど学校全体が活性化している。そして、農業科単独校の頃にはできなかった他の学科と連動した教育活動も行われるようになってきている。

このような総合選択制高校について次のような意見が出された。

- 高校が一つの社会であるという考え方で総合選択制高校を捉えるべきではないか。農業高校の生徒の多様化した進路実態を見ると、総合選択制は非常にありがたいシステムである。
- 農業科単独校から総合選択制高校になることで、それまで学習できなかったことができるようになった。教師も、他学科の教師の指導のやり方に刺激を受けている。
- 農業の学習が直接に進路に繋がるのが望ましいと思うが、高校3年の間、授業を選択できて楽しい高校生活を送ることができるのはいいことではないか。
- 複数の学科が一つの学校に寄り集まったという発想ではなく、一つの学校の中で、必要に応じた内容を学習できる学校ととらえたい。

2 科目選択と進路目標、興味・関心の広がりについて

科目選択と進路等の関連については、進学希望の生徒が英語や小論文に関する科目を学び短期大学に進学した事例や、「簿記基礎」「ビジネス基礎」等の商業系科目で電卓検定や商業経済検定などの資格を取得して就職した事例が、各高校から報告された。こうした例からも、科目選択は生徒の進路目標や興味・関心の広がりにもうまく機能していると考えられる。

一方で、一部ではあるが、選択する生徒がいない科目があったり、科目がその選択科目群のカテゴリーに適合していない例もあることから、各校は、生徒の学習ニーズを的確にとらえて、教育課程編成をしていく必要がある。

また、2年・3年次の授業の科目選択はその前年度に行うが、多くの生徒は3年生になって進路目標を決めることから、1・2年次の科目選択が易きに流れ、その結果、進路目標とのミスマッチが起こっている。今後、各校は卒業後の進路について深く考える学習の機会を設ける必要がある。

＜国東高校の科目選択事例＞

3年総合選択科目		★印…学校設定科目									
科目群	科目名	普通科				専門学科			合計		
		文Ⅰ	文Ⅱ	理Ⅰ	理Ⅱ	園芸ビジネス	ロボット工学	情報システム工学			
選択C (2単位)	ア科目群 (普通科の進学対応)	国語表現Ⅱ		26			/			26	
		応用英語Ⅰ★			29					29	
		世界史B	5							5	
		日本史B	17							17	
		地理B	3							3	
	イ科目群 (専門科の進学対応)	英語基礎Ⅱ★					9	8	16	33	
	ウ科目群 (他学科の知識や技術を幅広く学ぶ)	生物活用Ⅰ		1				2	15	18	
		プログラミング技術		16			4			20	
	エ科目群 (専門学科が専門性を深める)	農業経営					21			21	
		電気基礎						22		22	
機械設計								5	5		
合計		25	43	29	14	34	32	36	213		

科目群	科目名	普通科				専門学科			合計	
		文Ⅰ	文Ⅱ	理Ⅰ	理Ⅱ	園芸ビジネス	ロボット工学	情報システム工学		
選択D (2単位)	ア科目群 (普通科の進学対応)	現代文研究Ⅱ★/ 政治経済(各1単位)	25				/			25
		応用数学★			29					29
		探求英語★		18		12				30
イ科目群 (専門科の進学対応)	数学基礎					7		6	13	
	実践小論文B★					1	5	4	10	
ウ科目群 (他学科の知識や技術を幅広く学ぶ)	食品製造		3				2	10	15	
	製図								0	
	探求スポーツ★			22		2		3	5	32
エ科目群 (専門学科が専門性を深める)	農業情報処理					26			26	
	電子機械						6	1	7	
	マルチメディア応用						16	10	26	
合計		25	43	29	14	34	32	36	213	

科目群	科目名	普通科				専門学科			合計	
		文Ⅰ	文Ⅱ	理Ⅰ	理Ⅱ	園芸ビジネス	ロボット工学	情報システム工学		
選択E (2単位)	ア科目群 (普通科の進学対応)	総合数学				14	/			14
		応用英語Ⅱ	25							25
		探求国語		23						23
		物理Ⅱ/化学Ⅱ(各1単位)			22					22
		生物Ⅱ/化学Ⅱ(各1単位)			7					7
イ科目群 (専門科の進学対応)	国語基礎					5	6	9	20	
ウ科目群 (他学科の知識や技術を幅広く学ぶ)	生物活用Ⅱ		5				1	7	13	
	マルチメディア応用		15			4			19	
エ科目群 (専門学科が専門性を深める)	農業機械					8			8	
	食品製造					17			17	
	電子計測制御						10	2	12	
	プログラミング技術						15	18	33	
合計		25	43	29	14	34	32	36	213	

3 農業技術検定の受験、各種資格の取得について

日本農業技術検定の合格者数や各種資格の取得数が年々減少する傾向があり、協議会では総合選択制のシステムに問題があるのか、それとも学校の指導体制に問題があるのか、検討する必要があるとの指摘があった。

日本農業技術検定については、大分県高等学校教育研究会農業部会が中心になって、検定試験の取組みの強化を図ってきているが、それに対する各高校の意識は決して高くない。協議会の中では、「農林水産業関連の就職求人数が少ない現状の中で、指導する教員の側が日本農業技術検定ではなく他学科の資格取得の指導に熱心なのではないか。」という意見も出た。

生徒の就職する企業側が、資格取得よりも人間性や意欲、基礎学力を重んじる傾向があり、それが

資格取得につながって行かない原因の一つでもある。

しかし、各種検定や資格取得に取り組むことで、生徒に対し学習到達目標を意識させたり、学習意欲を高めたりすることはできる。従って、検定合格や資格取得の数の多寡だけにとらわれることなく、社会や企業が生徒に求めている資質、能力を見通しながら、指導の一層の充実に努めていくことが大切である。

新規高卒予定者の産業別・職業別・規模別求人状況

大分労働局職業安定課
平成24年12月末現在

項目	卒業年	24年	25年	対前年同期比増減状況	
		3月卒	3月卒	求人数	率(%)
計		2,604	2,737	133	5.1
産業別	農業、林業、漁業 (01~04)	20	19	▲ 1	▲ 5.0
	鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	3	5	2	66.7
	建設業 (06~08)	296	300	4	1.4
	製造業 (09~32)	1,100	978	▲ 122	▲ 11.1
	電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	8	5	▲ 3	▲ 37.5
	情報通信業 (37~41)	5	13	8	160.0
	運輸業、郵便業 (42~49)	56	76	20	35.7
	卸売業、小売業 (50~61)	199	266	67	33.7
	金融業、保険業 (62~67)	7	7	0	0.0
	不動産業、物品賃貸業 (68~70)	14	20	6	42.9
	学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	25	31	6	24.0
	宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	222	271	49	22.1
	生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	107	123	16	15.0
	教育、学習支援業 (81~82)	4	5	1	25.0
	医療、福祉 (83~85)	423	448	25	5.9
	複合サービス事業 (86~87)	39	31	▲ 8	▲ 20.5
	サービス業(他に分類されないもの) (88~96)	76	137	61	80.3
	公務、その他 (97~99)	0	2	2	-

※ 産業別()数字は、総務省「日本標準産業分類」の中分類番号

4 教員の資質・能力の向上について

現在、県内殆どの県立高校において、教員同士が互いに授業を見せ合い授業力・指導力の向上に努めている。こうした取組をする一方で、総合選択制高校が、科目選択や生徒の進路に関する様々な情報を共有し、共通する課題の解決にむけて連携していくことが今後必要になる。また、農業科教員が広く視野をもち、社会や企業が生徒に求めている資質、能力について、研究していくことも求められる。

【第2回のまとめ】

- 総合選択制では、進学を目指したり、専門性を深めるための学習ができるようになっており、生徒の多様な学習ニーズに対応している。
- 農業科以外の生徒も、農業科目の選択ができるようになっており、農業教育の他学科生への広がりもできている。
- 各校は生徒の実態や生徒の学習ニーズを的確にとらえ、適切な科目設定について今後も検討する必要がある。
- 総合選択制の中で、専門性の深化を目的とした学習は、資格取得などに有効に働くことはあるが、実際には資格取得が減少しており、今後の考察が必要である
- 生徒の進路目標の設定と1・2年次に行う科目選択が、必ずしもつながっていない現実がある。

(3) 第3回農業教育推進協議会

協議題
「地域に根ざした特色ある農業教育が行われ、そのことが学校づくりに役立っているか」
日時：平成25年3月18日(月) 10:00~12:00
場所：大分県庁舎別館7F 教育委員室

1 「地域に根ざした農業教育推進事業」の取組について

県教育委員会は「地域に根ざした農業教育推進事業」（平成22年度～24年度）を三重総合高校、三重総合久住校、宇佐産業科学高校、国東高校の4校に対して行ってきた。この事業では、成果を図る視点として、①地域の農業課題への理解と深化 ②地域を支える若者の育成 ③農業教育の活性化 ④農業学習を生かせる進路への誘導 の4点をあげている。

4校はこの事業の中で、地元特産品の高糖度甘藷を使ったジャム等の加工品開発やその商品化（三重総合高校）、畜産に係る子牛の管理技術の習得と地域に伝わるぼかし肥料の製造・利用の研究（三重総合久住校）、飼料米品種比較とニワトリへの給餌とその産卵への影響調査（宇佐産業科学高校）、大豆煮汁発酵液の水耕ネギへの栽培利用の研究（国東高校）などを行っており、国東高校と三重総合久住校はJGAP（農業生産工程管理手法）の認証も受けた。（国東高校は高校として全校で3例目、三重総合久住校は4例目の認証）

協議会では、①の地域の農業課題への理解と深化、③の農業教育の活性化について、一定の成果を残していると判断したが、②の地域を支える若者の育成、④の農業学習を生かせる進路への誘導については課題が多く残っている。この②と④は若者の地元への定住や就職のことであり、本県の産業構造とも直接関係している。

三重総合高校	<p>テーマ:「地域特産物を活用した加工品開発・流通」</p> <p>内容:野菜を使用した新しい加工品開発の研究、及びオリジナルパッケージ等の開発や商標登録の取得</p> <p>連携先:農業経営者(ピーマン、カンショ)、豊肥振興局、豊後大野市</p> <p>成果等:高糖度カンショを使ったジャムの作出</p>
三重総合久住校	<p>テーマ:「繁殖牛の育成管理技術の向上と農業生産工程管理手法」</p> <p>内容:畜産部門の育成管理技術の向上と野菜部門での農産物の生産、管理に係る新技術の導入</p> <p>連携先:農業経営者、豊肥振興局、大分県農林水産研究指導センター</p> <p>成果等:総合防除技術の導入、JGAP認証の取得</p>
宇佐産業科学高校	<p>テーマ:「飼料米の品種比較」</p> <p>内容:飼料米の品種間差異と、ニワトリによる嗜好性調査</p> <p>連携先:農業経営者、北部振興局、大分県農林水産研究指導センター</p> <p>成果等:地域に好適な飼料米品種の選定についての検討、飼料米による飼養体系の検討、飼料米兼用品種の米粉利用の検討</p>
国東高校	<p>テーマ:「地域未利用資源を活用した野菜生産」</p> <p>内容:大豆煮汁や海水などを活用した野菜(トマト、小ネギ)生産と、安全・安心な食料生産のためのJGAP(農業生産工程管理手法)の取得</p> <p>連携先:農業経営者(小ネギ)、東部振興局、大分大学</p> <p>成果等:大豆煮汁発酵液を利用した栽培法、JGAP認証の取得</p>

2 各校における農業教育活動について

「地域に根ざした農業教育推進事業」以外にも、4校はさまざまな農業に係る教育活動を行っているが、このような活動について、次の3つの視点から協議をした。

- (1) 生徒が地域の農業課題を理解し、その解決に取り組んでいるか。
- (2) 中学校が農業科の教育活動について理解を深める有効な機会となっているか。
- (3) 農業科の教育活動が学校の特色づくりに役立っているか。

(1) 生徒が地域の農業課題を理解し、その解決に取り組んでいるか

委員からは、各高校が地域の農業課題に目を向けさせ、それに取組むことで、生徒の中に地域に貢献したいという気持ちが芽生えてきているのではないかと、という主旨の意見が出された。

現実としては、生徒が自主的に地域の農業課題に気づき、それを課題研究テーマにすることは難しい面がある。従って、教員が振興局や地元の先進農家等に出向き、地域の農業課題について情報収集を行い、そこで得た情報が生徒の課題研究テーマ設定に活かされる工夫が必要である。

- 体験学習をする生徒との意見交換の場で、「地域産業や地域社会の活性化に役立ちたい」という言葉が出てくるようになり、生徒の意識が変わっていることが嬉しい。自分も地域農業の再生や活性化に貢献したいと思い農業をしているが、同じ思いを生徒が持っているのは、地域農業や地域社会と密着した教育の成果ではないか。
- 自分の農園で生徒と実際に葉面散布をして、生長速度や栄養などを調べたが、とても良かった。地元の高校の生産する農作物は、昨年に東京で販売され、即完売したと聞いた。しかし、せっかく高校生が取組んだ農作物を、地元で栽培しようとする農家がない。
- 卒業生が畜産の現場に就農した時に、やはり牛を飼うには稲をつくって稲藁を利用して、耕畜連携が上手くできないと本当の意味の農業経営になっていかない部分がある。そういう意味で農業経営ができるよう、試験場との連携、耕畜連携、そして高校時代の本当の意味での後継者を育てる経営体験が必要である。
- 地元の高校が取組んでいる繁殖牛なども、県の畜産試験場や振興局から指導をいただき、生徒もやる気になって昼分娩に3年間挑戦した。そういう新しい技術を地域に広めることが今後大切であり、地元高校の卒業生がその技術を取り入れて多頭飼育で頑張っており、それが地域に浸透し始めている。
- 文化祭などで農業科の生徒が生産した農作物を販売すると、必ず地元の方が買いにくるが、それは品質が良いことを知っているからだ。自分たちの生産したものをブランド化するような動きに発展させてはどうだろうか。

(2) 中学校が農業科の教育活動について理解を深める有効な機会となっているか

各高校は中学校に対する出前授業や体験入学だけでなく、農業教育に関する情報提供も行っており、中学生や保護者、そして中学校教員の間にも農業教育に対する理解は広まっている。しかし、その活動が、中学生に農業系学科への興味・関心を引き起こし、農業系学科への進学を考えるようになるまでには至っていない。中学生が農業系学科を進路選択先の一つに考えるようにするためには、農業教育の魅力を伝える一層の工夫が求められる。

今回の学習指導要領の改訂により、中学校の技術家庭において「生物育成に関する技術」が加わり、技術家庭の教員が農業の指導するようになった。農業系学科をもつ高校は、この機会を有効に活用し、研修の場を提供することで、中学校に農業教育への理解を深めてもらうような取組も考えられる。

各校の中学校や地域に向けた活動について、委員から次のような報告があった。

- 中学校に農業教育への理解が深めてもらうために、課題研究発表会の案内を出したが、校長先生の参加が多かった。開催時期等を再考し、今後も中学校の先生方の参加をお願いしていく。
- 農業系学科に関する情報紙を発行して、各中学校にも配布している。
- (進路希望者が多いことについて) 中学校から「農業系学科ではいろいろなことができる。そのことに生徒は興味を持っているようだ。」と言われた。農業系学科だけでなく、学校全体が頑張って成果がでているところが見られているのではないか。
- 地元の中学校は学校便りを全ての区長に配って回覧板で回している。それに比べて地元の高校の情報は伝わりにくい。専門学科の高校は特にわかりにくい。
- 地元の行政機関と中学校に、中学教育のなかで生産の喜びを感じさせるために、学校農園をつくるように働きかけている。地元の認定農業者の会も全面的にサポートするつもりである。

(3) 農業科の教育活動が学校の特徴づくりに役立っているか

地域に開かれた学校づくりという点では、農業高校は従来から収穫感謝祭や文化祭など、学校と地域とのつながりが強く、それは総合選択制高校になった今も続いている。

しかし、農作物や加工品等の販売、地元の幼稚園・小学校に収穫体験の場を提供する活動は一方的なものになる。地域とのつながりを密にするには、農業学習の成果を地元の農業経営者に還元し、より良い栽培方法について互いに研究したり、地元の先進農家等から実践的な技術を学んだりするなど、双方向的に連携をしていくことが大切である。

また、振興局と連携し、先進農家等でインターンシップをしたり、県立農業大学校で各種研修を受けるなど、そうした活動を通じて、農業に対する生徒の意識を高めていくことも大切になる。

こうした教育活動を継続していく中で、やがてそれが地域を支えて、地域で生きようとする若者が育っていくのではないか。

学校と地域の連携に期待する意見が委員から多く出された。

- 平成25年度入試では、新設の日出総合高校、大分東高校とも農業系学科は募集定員以上に受験生が集まったが、それは、農業に興味・関心のある生徒がいるということ。今後の総合選択制高校では、農業系学科が核になって学校を活性化してもらいたい。
- 大分県の農業がしっかりしないと後継者は育たない。農業をビジネスと考える人材を育ててもらいたい。農業の後継者も大切だが、まずは地域社会の後継者を育てることが大切である。
- 地元の高校は我々の地域社会の財産であるから絶対に応援する。地域の方も温かく見守っているから学校に遠慮するなど言いたい。遠慮せずにもっと地域に協力要請をして欲しい。

- 少子化により、地域のための高校という性格が強まっている。第一次産業をベースに地域に貢献する高校であることを売りにすると、積極的に入学する生徒は増えるのではないかと。地域貢献のために生徒が積極的に動くためのプログラムを準備しておく必要がある。
- 地域の関係機関との定期的な協議会を行い、そこに生徒を参加させるのはどうだろうか。地域にはこういう課題があり、それを伝える地域の生の声を生徒が聞くと、そこに参加した生徒のやる気は変わる。そうした活動がこれからの高校に欲しい。
- 農業単独校にとらわれてばかりでは、高校改革は進まない。総合選択制になれば農業科を専門とする校長だけではなく。校長の意識が変われば教員の意識も変わり、生徒も変わる。そうすれば農業高校は更に発展する。
- 教員が変われば生徒も変わる。受け入れた生徒を教員がどう導いていくかだ。学校の教員はアンテナが低く、地域の人をあまり知らない。「地域が応援するから、地域を頼ってもらいたい」という言葉は学校としても心強い。

【第3回のまとめ】

- 「地域に根ざした農業教育推進事業」やその他の活動により、地域の農業課題と結びついた農業教育が各校において展開されており、具体的な成果が出ている。
- 中学生や保護者、中学校の指導者に対して、広報活動を更に進めるだけでなく、農業教育の理解を深める機会を、これまで以上につくっていく必要がある。
- 学校が地域に高くアンテナを張って情報発信と情報収集に努め、地域と一体となって教育活動を進めていく必要がある。
- 農業科は学校の特色づくりに役立っている。これからも学校が一体となって特色ある学校づくりに一層取り組む必要がある。

農業教育推進協議会 開催要項

1 目的

「高校改革推進計画」の再編整備における農業教育の成果と課題を明らかにし、成果の伸長と課題の解決を図ることを通して、魅力ある農業教育の推進に資するとともに、検討内容を今後の県内における産業教育全体の在り方に関する協議に生かす。

2 評価の視点

- (1) 農業科の専門性の担保
- (2) 総合選択制の利点の発揮
- (3) 地域に根ざした特色ある農業教育の推進

3 協議会の構成

- (1) 学識経験者・企業関係者
- (2) 地域代表者（前期再編整備計画における農業系学科設置校の関係者）
- (3) 教育研究団体関係者（大分県高等学校教育研究会農業部会の部会長と副部会長）
- (4) 関係行政機関関係者
- (5) 学校関係者（前期再編整備計画対象における農業系学科設置校の校長または副校長）

事務局：教育委員会関係者（教育次長、高校教育課長、高校改革推進班参事、農業科指導主事、再編整備担当）

4 日程

回	協議の視点	日時	場所
第1回	複数の学科をもつ高校において、農業の専門性が担保され、農業教育の成果は上がっているか。	平成25年2月 7日（木） 14：30～16：30	教育委員室
第2回	総合選択制の主旨が活かされ、進路目標や興味・関心に応じた科目選択ができるなど、成果は上がっているか。	平成25年2月21日（木） 13：30～15：30	教育委員室
第3回	地域に根ざした特色ある農業教育が行われ、そのことが学校づくりに役立っているか。	平成25年3月18日（月） 10：00～12：00	教育委員室

農業教育推進協議会 委員一覧

◎: 農業教育推進協議会長 ○: 副会長

区 分	職 名	氏 名
学識経験者・企業関係者 (3名)	国立大学法人大分大学教育福祉科学部 准教授	◎三次 徳二
	国立大学法人大分大学経済学部 准教授	山浦 陽一
	鷺頭牧場・農家レストランベベニコ代表 九重ブルーベリー研究会役員	鷺頭 栄治
地域代表者 (4名)	JAおおいた豊後大野甘藷部会役員	木津 一秀
	三重総合高等学校久住校同窓会長	山坂 勇
	宇佐産業科学高等学校PTA副会長	江河 好洋
	農業法人「上原農園」代表取締役	上原 隆生
教育研究団体関係者 (2名)	大分県高等学校教育研究会農業部 部会長	○徳丸 忠敬
	大分県高等学校教育研究会農業部会 副部会長	甲斐 良治
関係行政機関関係者 (2名)	農林水産部研究普及課 研究普及班 参事	太郎良健一
	農林水産部農山漁村・担い手支援課 担い手・就農支援班 課長補佐	加藤 正明
学校関係者 (4名)	三重総合高等学校長	後藤 雅宏
	三重総合高等学校久住校副校長	荘野 保則
	宇佐産業科学高等学校長	小崎 貞祐
	国東高等学校長	栗原 眞
県教育委員会事務局 (5名)	教育次長	有定 裕雅
	高校教育課 課長	宮脇 和仁
	高校教育課 高校改革推進班 参事	高畑 一郎
	高校教育課 高校改革推進班 指導主事兼課長補佐	辛島 信昭
	高校教育課 産業教育指導班 指導主事	栗木 眞一

高等学校の再編整備計画策定に係る「農業（高校）の基本的な考え方」について

「高校改革推進計画 後期再編整備計画」（平成20年8月27日策定）より

農業（高校）の再編整備については、前期再編整備計画と同様に次の考え方による。

- 1 農業の再生が県政の最重要課題であることや、農業教育の果たす役割の重要性については認識しており、これまでも農林水産部とも十分協議して共通認識のもとに今回の計画を策定したところである。
- 2 農業教育の現状を見ると、農業科への中学生や保護者の進学希望が少ないことや、卒業後の農業関係への就業者も少ないことなどがあり、農業高校を取り巻く状況は大変厳しい。
- 3 そうした中で、これからの農業教育の重要性を鑑み、農業に関する学校・学科をどのようにして存続するのかという視点で検討した結果、農業を単独校として1校に集約するよりも、県内各地でそれぞれの地域に合った農業を学習できるよう、県内各地にバランスよく農業に関する学科を配置することとした。
- 4 これからの農業を担う若者には、農業を軸足として経営や商取引に関することなど 広い学習が必要になるとの指摘があり、農業科に所属していながら必要に応じて他学科の学習もできるという総合選択制のメリットを、適正規模の高校の中で最大限に活用することでより一層学習意欲が喚起され、進学力・就職力が向上し、ひいては農業教育の充実にもつながる。
- 5 18年度に開校した三重総合高校は、県内初の総合選択制高校として農業科が商業科や普通科と併置されており、総合選択制のメリットを活かし、例えば農業科の生徒であっても商業科の学習をして資格が取れるなど、生徒や保護者のニーズに対応できている。
- 6 総合選択制高校は、それぞれの学科の専門性や特色を維持しつつ他の学科との有機的な連携を図りバランスのとれた学校経営に努める。

(参考)

- 仮に農業高校を1校に集約すれば、多くの生徒は遠距離通学または寮生活を余儀なくされる。
- この1校への希望が少なくなれば、大分県から農業に関する学科がなくなることが懸念される。
- 適正規模の高校の中で各地にバランスよく配置するという考え方であれば、県全体として10学級以上の農業に関する学科が存続できるのに対し、1校に集約すれば最大4学級程度となる。
- 今後、農業に関する学科へのニーズが高まれば学級・学科増で柔軟に対応できる。

高校改革フォローアップ委員会 開催要項

1 目的

「高校改革推進計画」に基づく高校改革の実施について、その成果と課題を明らかにすることにより、成果の伸長と課題の解決を図ることを通して特色・魅力・活力ある高校づくりの一層の推進に資する。

2 検証項目

- (1) 特色ある学校づくり
- (2) 適正な学校規模及び学校・学科の配置
- (3) 学校選択の拡大
- (4) その他

3 日程と協議内容

<p style="text-align: center;">第 1 回</p> <p style="text-align: center;">平成 25 年 6 月 7 日(金) 14:00～16:00</p>	<p>【高校改革フォローアップ委員会の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会行事 <ul style="list-style-type: none"> ・教育長挨拶、委員紹介、会長・副会長選出等 2 高校改革フォローアップ委員会に係る説明（事務局） <ul style="list-style-type: none"> ・「高校改革推進計画」策定に至る経緯、教育改革の全国的動向等 3 「高校改革推進計画」の説明（事務局） <ol style="list-style-type: none"> (1) 特色ある学校づくり (2) 適正な学校規模及び学校・学科の配置 (3) 学校選択の拡大 (4) その他 4 協議の視点に係る説明（事務局） <ol style="list-style-type: none"> (1) 「高校改革推進計画」の目指したこと (2) 「高校改革推進計画」で懸念したこと (3) 保護者・地域住民が期待したこと <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① (1)～(3)の各項目の明示 ② 上記①の現状を示すデータ等の提示 ③ (1)～(3)の評価（成果と課題） <u>評価の低い項目についての考察</u></p> <p style="text-align: center;">↓ (課題改善の方向性)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・今すぐ改善できることは何か。 ・今後の高校改革に活かすことは何か。</p> </div> 5 協議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高校改革フォローアップ委員会に係る質疑応答 (2) 「高校改革推進計画」に係る質疑応答
<p style="text-align: center;">第 2 回</p> <p style="text-align: center;">平成 25 年 8 月 2 日(金) 14:00～16:00</p>	<p>【特色ある学校づくりについて】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前回の話し合いのまとめ 2 総合選択制高校、中高一貫教育校、単位制普通科高校、独立単位制高校等に係る現状についての説明（事務局） 3 協議
<p style="text-align: center;">第 3 回</p> <p style="text-align: center;">平成 25 年 10 月 11 日(金) 14:00～16:00</p>	<p>【適正な学校規模及び学校・学科の配置について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前回の話し合いのまとめ 2 適正な学校規模及び学校・学科の配置に係る現状についての説明（事務局） 3 協議

第4回 平成25年 11月22日(金) 14:00～16:00	【学校選択の拡大について】 1 前回の話し合いのまとめ 2 学校選択の拡大に係る現状についての説明(事務局) 3 協議
第5回 平成25年 12月20日(金) 14:00～16:00	【高校改革フォローアップ委員会の協議のまとめ】 1 前回の話し合いのまとめ 2 検証で明らかになった成果と課題について(事務局) 3 協議

4 委員会構成

学識経験者 (3名)	国立大学法人大分大学教育福祉科学部 教授 国立大学法人大分大学教育福祉科学部 教授 大分合同新聞 論説委員長	堀 泰樹 三次 徳二 幸野 靖久
学校関係地域代表 (11名)	三重総合高等学校 学校関係者評価委員 宇佐高等学校 学校関係者評価委員 大分豊府高等学校 学校関係者評価委員 大分雄城台高等学校 学校関係者評価委員 別府青山高等学校 学校関係者評価委員 爽風館高等学校 学校関係者評価委員 宇佐産業科学高等学校 学校関係者評価委員 国東高等学校 学校関係者評価委員 中津東高等学校 学校関係者評価委員 日田林工高等学校 学校関係者評価委員 佐伯鶴城高等学校 学校関係者評価委員	川野 浩 酒井 孝二郎 佐藤 康成 足立 高浩 佐藤 靖久 是永 佑一 齋藤 文博 吉井 孝光 松本 邦男 高倉 照也 山矢 隆彦
教育研究団体関係者 (5名)	大分県産業教育振興会 副会長 大分県高等学校教育研究会 農業部会長 大分県高等学校教育研究会 工業部会長 大分県高等学校教育研究会 商業部会長 大分県高等学校教育研究会 定通部会長	browse 二三世 清末 隆文 木本 俊之 津田 政之 河野 伸弘
社会教育関係者 (3名)	大分県PTA連合会 会長 大分県高等学校PTA連合会 会長 大分青年会議所 代表	富永 大輔 三浦 啓亨 梶原 泰雄
学校教育関係者 (4名)	大分県中学校長会 会長 大分県公立学校教頭会 会長 大分県立学校長協会 会長 大分県立学校教頭・副校長会 会長	本田 雄二 和田 喜久美 南 雅量 堀江 健
教育委員会事務局 (7名)	教育次長 教育改革・企画課長 高校教育課長 高校改革推進班参事(総括) 高校教育指導班参事(総括) 高校改革推進班課長補佐 産業教育指導班主幹(総括)	

5 協議内容の公表

報告書のまとめ(平成26年1月上旬)

教育委員会報告(平成26年1月下旬) 報告後に報道発表、HP掲載

高校改革フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 「高校改革推進計画」に基づく高校改革の実施について、その成果と課題を明らかにすることにより、成果の伸長と課題の解決を図ることを通し特色・魅力・活力ある高校づくりの一層の推進に資する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次の事項の成果と課題について検討する。

- (1) 特色ある学校づくり
- (2) 適正な学校規模及び学校・学科の配置
- (3) 学校選択の拡大
- (4) その他

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。
- 3 委員長は、委員会の議事その他の会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員長及び副委員長は委員の互選により決定する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の成立には、委員の過半数の出席を要する。
- 3 委員会における議題の提案、進行管理及び資料作成は、大分県教育庁高校教育課が行う。
- 4 委員は委員会で配付した資料等を、委員長の許可なく公開してはならない。

(部会)

第5条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会に部会長1名、副部会長1名をおく。
- 3 第3条第3項から第5項及び前条第2項から第4項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、大分県教育庁高校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成25年6月7日から適用する。

大分県立津久見高等学校海洋科学学校「新大分丸」の一時帰港について【報告】

高校教育課

【内容】

大分県立津久見高等学校海洋科学学校が実施した、平成25年度「新大分丸」第一次遠洋航海実習63日間（平成25年4月23日～6月24日、6月4日ハワイ Honolulu 港入港）において、乗組員2名に治療を要する病気及びケガが生じたため、臼杵港に一時帰港する措置をとった。

【船員構成】

実習生	12名（海洋科専攻科1年6名、2年6名）	
引率教諭等	3名（教諭1名、実習教諭2名）	
乗組員	20名（船長他19名）	乗船者合計35名

【経過】

- 4月30日 専攻科生3名に連続した咳の症状
乗組員A（三等機関士）が腹部に激しい痛みと嘔吐発生（尿管結石の症状）
小笠原村総合診療所にて診察させるため、新大分丸は小笠原沖へ反転
- 5月 3日 乗組員B（一等機関士）がエンジンルームでの当直中に膝を負傷
- 5月 4日 小笠原村総合診療所にて診察
専攻科生の症状は回復
乗組員Aは、尿管及び腎臓内の結石の診断
乗組員Bは、左膝外側半月板損傷の疑い（ギブス固定）
- 5月 7日 教育委員会が同船の一時帰港について報道発表（FAX 発信 11:00）
臼杵港に一時帰港（15:15）、学校関係者等が同船内で協議（16:00～17:50）
乗務員A大分市内の病院にて治療（尿管結石）
専攻科生及びその他乗組員は同船内にて実習継続
- 5月 8日 同船内にて協議（今後の航海等について）
乗務員B大分市内の病院にて診察（膝の負傷：半月板損傷はしていない）
校長、担当教諭が宮脇教育次長に説明、協議

【協議結果】

- ・乗組員A、Bのうち1名が乗船業務に復帰し、5月19日までに再出港出来れば遠洋航海実習を継続する。（2名とも復帰できない場合は別途協議）
- ・まぐろ延縄操業実習は中止（餌は業者が引き取り）

【今後の予定】

- ・乗組員A、Bの回復状況を見ながら、5月18日までに遠洋航海実習継続（出港）の判断を行う。

教育再生実行会議の開催について

〔 平成25年1月15日
閣 議 決 定 〕

1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 内閣総理大臣は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

教育再生実行会議 構成員

(平成25年4月1日現在)

安倍	晋三	内閣総理大臣
菅	義偉	内閣官房長官
下村	博文	文部科学大臣兼教育再生担当大臣
(有識者)		
大竹	美喜	アフラック(アメリカファミリー-生命保険会社)創業者・最高顧問
尾崎	正直	高知県知事
貝ノ瀬	滋	三鷹市教育委員会委員長
加戸	守行	前愛媛県知事
蒲島	郁夫	熊本県知事
◎ 鎌田	薫	早稲田大学総長
川合	眞紀	東京大学教授、理化学研究所理事
河野	達信	全日本教職員連盟委員長
佐々木	喜一	成基コミュニティグループ代表
鈴木	高弘	専修大学附属高等学校理事・前校長
曾野	綾子	作家
武田	美保	スポーツ／教育コメンテーター
○ 佃	和夫	三菱重工業株式会社取締役相談役
八木	秀次	高崎経済大学教授
山内	昌之	東京大学名誉教授、明治大学特任教授
座長◎、副座長○		
(オブザーバー)		
遠藤	利明	衆議院議員
富田	茂之	衆議院議員

検討の経緯等

*会議議題：テーマ（迅速性）	・いじめ対策
	・教育委員会制度
テーマ（中長期）	・大学の在り方
	・グローバル化に対応した教育
	・小中高校と大学の「六三三四制」の学制
	・大学入試

- 第1回 平成25年1月24日 主な議題：いじめ対策
- 第2回 平成25年2月15日 主な議題：いじめ対策
- 第3回 平成25年2月26日 主な議題：いじめ対策、教育委員会制度
*いじめの問題等への対応について（第一次提言）
- 第4回 平成25年3月22日 主な議題：教育委員会制度
- 第5回 平成25年4月 4日 主な議題：教育委員会制度
- 第6回 平成25年4月15日 主な議題：教育委員会制度、大学教育、グローバル人材育成
*教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）
- 第7回 平成25年5月 8日 主な議題：大学教育・グローバル人材育成

教育委員会制度等の在り方について(第二次提言)

【主な提言】

- 首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。
- 教育委員会の性格を改め、その機能は、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。
- 教育長に、教育の専門的識見とマネジメント能力に優れた者を充てることができるよう、現職の教育長や教育長候補者の研修など、「学び続ける教育長」の育成に国が一定の責任を果たす。
- 新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項とその取扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議されることを期待する。

今後の見通し

- 中央教育審議会に諮問して、今年度中に詳細を詰めた上で、早くて来年（平成26）通常国会に関連法の改正案が提出される予定。

教育委員会制度等の在り方について
(第二次提言)

平成25年4月15日

教育再生実行会議

教育委員会制度等の在り方について (第二次提言)

はじめに

教育再生は、子どもたちが「夢」を実現する意志を持って、自分たちの道を歩んでいけるよう手助けするための営みです。そのために、国は、世界に伍していきべき学力と規範意識を身に付ける機会を保障する責任があります。教師は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける鑑^{かがみ}でなければなりません。また、社会総がかりで教育再生を実行していく中、国民・住民の意向が、教育に適切に反映されることが必要です。

しかし、現実には、教育現場で起きる問題に、的確で速やかな対応が行われず、教育を受ける機会が妨げられるような事態、さらには、子どもの生命や身体が危険に晒される事態が生じています。子どもたちのための教育再生を成し遂げるため、教育行政における責任体制を確立しなければなりません。

教育再生実行会議では、いじめ問題等への対応に続き、教育委員会制度の在り方について議論を行いました。教育委員会制度の問題は教育制度の根幹に関わる問題です。その改革は、先の教育再生会議においても提言がなされ、法律改正もされましたが、依然として課題が解決していません。教育再生を実行に移していく今こそ、教育委員会の存在意義を原点に立ち返って見直す必要があります。そして、全国どこでも責任ある地方教育行政の体制を築くため、以下のような方向性で教育委員会制度を改革することを提言します。今後、政府においては、提言を踏まえ、速やかに具体的な制度改革に向けた検討を行い、その実現を図ることを期待します。

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

現行の教育委員会制度には、合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間での責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足といった課題が依然としてあります。これは、根本的な問題として、非常勤の委員の合議体である教育委員会では、日々変化する教育問題に迅速に対処し、責任を果たしていくにはおのずと限界があるからです。もちろん、関係者のたゆまぬ努力と相互の緊密な意思疎通により、適切な教育行政が行われている地方公共団体があることも事実ですが、属人的なものによるのではなく、どの地域でも責任ある教育行政が可能となる体制を制度として築く必要があります。

他方、教育委員会制度は、戦後一貫して、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保する機能を果たしてきました。新たな地方教育行政の体制においても、教育内容や教職員人事等における政治的中立性等の確保は引き続き重要です。その上で、地方教育行政の権限と責任を明確にするため、地域の民意を代表する首長が、教育行政に連帯して責任を果たせるような体制にする必要があります。

このような観点を踏まえ、以下のような方向性で教育委員会制度を抜本的に改革することが必要です。

- 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。
- 教育長を教育行政の責任者とすることに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。
- 政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。
- 教育長が、地方公共団体の教育について、十分に責任を果たすことができるよう、指導主事等の専門職の配置充実など教育行政部局の体制を強化する。また、学校だけでは対応が困難な問題について、弁護士等の外部専門家による支援体制を整備する。さらに、教育予算の編成・執行や他の部局との交流人事においても、首長と教育長の連携を一層強化する。
- 教育長の資質・能力は極めて重要であり、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められる。教育長に、教育の専門的識見とマネジメント能力に優れた者を充てることができるよう、現職の教育長や教育長候補者の研修など、「学び続ける教育長」の育成に国が一定の責任を果たす。
- 教育委員には、広い視野を持って我が国の将来を思い、未来を担う子どもの育成

を熱心に考え行動できる者を人選する。その際、保護者に加え、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等がある地域では、その関係者を教育委員にするなど、住民の意向の反映に努める。また、文化・芸術、スポーツなど各界で顕著な功績のある者の活用も考慮する。

- 上記の方針の下、新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項とその取扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議されることを期待する。その際、新たな教育行政組織の名称について、役割や機能が国民に分かりやすいものとなるように配慮する必要がある。

なお、合議制の執行機関である教育委員会制度を基本的に維持しつつ、教育長を首長の任命によることとし、教育委員会規則の制定・改廃や具体的な教職員の人事の決定は教育長に委任するなど、実態にあった制度の見直しをすべきであり、仮に教育委員会の性格を改める場合には、首長を教育行政の責任者とし、教育長を教育事務執行の責任者とすべきとの意見があったことも付記します。

2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。

我が国の将来を担う子どもたちの教育について、最終的な責任は国にあり、ナショナル・スタンダードが維持され、責任ある教育が行われると同時に、地方の実情等を考慮し、地方の創意工夫をいかした教育が展開されるようにする必要があります。また、教師の人材確保については、地域格差を生じさせない配慮が求められます。こうした観点から、国、都道府県、市町村の役割を明確にするとともに、相互の権限や関係を見直す必要があります。

- 国は、学習指導要領や学級編制の標準等について、教育のナショナル・スタンダードを維持しつつ、各地方公共団体がそれぞれの創意工夫によって、特色ある教育を十分展開できるようにする。

- 他方、責任ある教育行政が確実に行われるよう、具体的教育行政については、原則として地方公共団体自らが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。

- 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。また、指定都市について、税財源措置の方策等に関して関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。学校についても、教職員の人事についての校長の権限を強化するため、市町村の教育行政部局は、校長の意向の反映に努めることとする。
- 国及び地方公共団体は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける教師の育成に積極的に取り組む。教育は子どもたちの将来に繋がる魅力的な営みであり、真に頑張っている教師の士気を高めるためにふさわしい処遇の改善や、一定の教育水準を確保し、その維持向上を図るため、義務教育費の負担金等について、国が十分に責任を果たす。
- 義務教育についての市町村の権限と責任体制を確立することに伴い、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るべく、国は、諸外国の制度も参考としつつ、我が国にふさわしい地方教育行政や学校教育の第三者評価の仕組みについて検討する。その際、教育の質を改善し、向上させていくことを目的として、地方の教育行政や学校教育の成果とプロセスを評価し、優秀な事例を目標にして全体がそれを目指す仕組みとする。

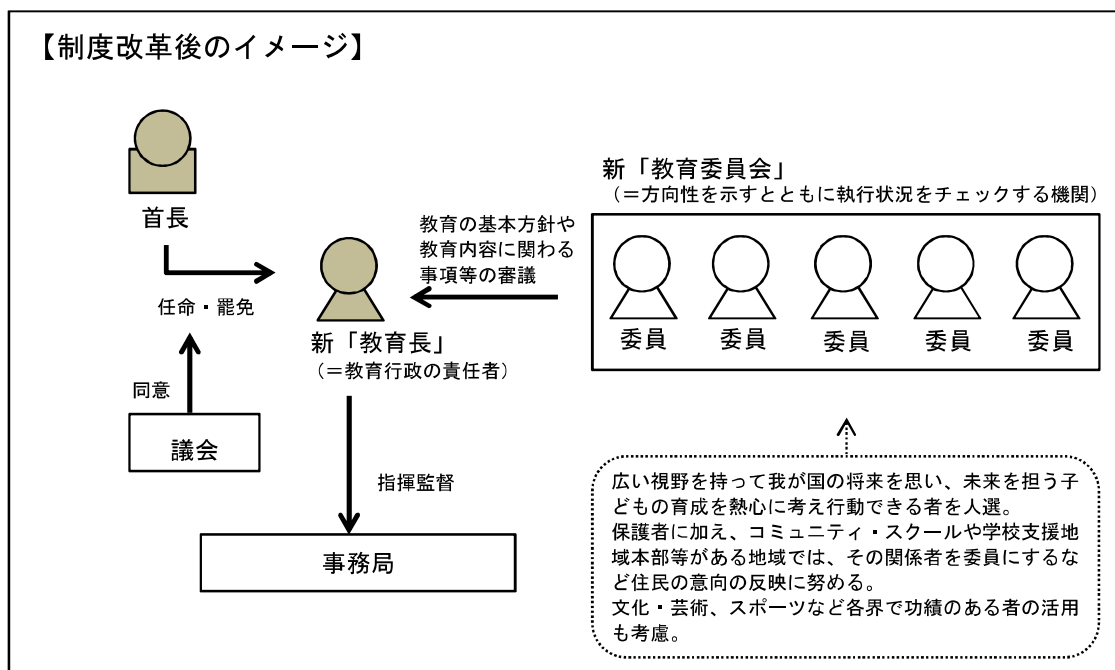
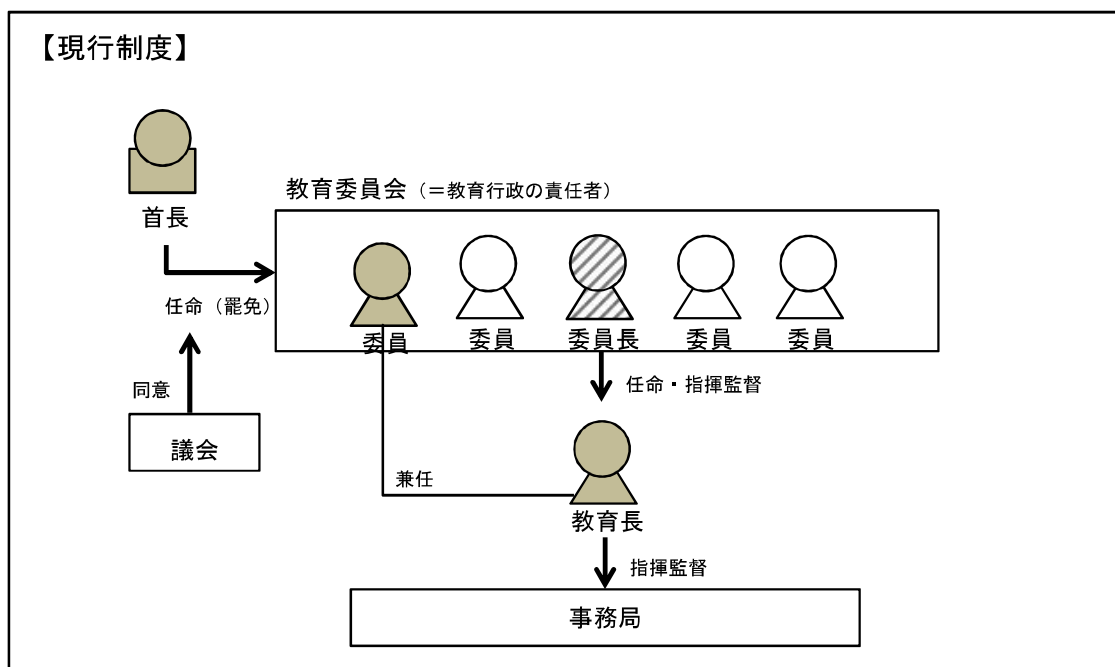
3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。

社会総がかりで教育再生を実行していくため、地域住民の意向が学校運営に適切に反映されなければなりません。地域住民、保護者を始め、学校を支える関係者の思いが、教育に反映される仕組みと、その適切な運用が必要です。

- 国及び地方公共団体は、教育行政や学校が閉鎖的になることなく、地域と共にある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の設置に努めることとする。その際、こうした取組を検証しつつ、より実効性のあるものとなるよう支援策を講じる。

- 地方教育行政の遂行に当たっては、首長の意向とともに、コミュニティ・スクールを地域住民の意向を学校教育に反映する重要なルートとすることによって、地域住民も含めた関係者が、当事者意識を持って、地域総がかりで学校を支援し、学校の質を高めていく。

【参考】教育委員会制度改革のイメージ



※ 新「教育委員会」で審議すべき事項とその取扱い、委員の任命方法、新「教育長」の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議。

現行の教育委員会制度等の概要

(第二次提言参考資料)

教育委員会制度の仕組みと趣旨

① 教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育委員長が主宰する会議で、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行。
- 教育委員は、非常勤で、原則5人。任期は4年で、再任可。
- 教育委員長は教育委員会を代表し、教育委員のうちから教育委員会が選挙。任期は1年で再任可。
- 教育長は、常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命。(教育委員長との兼任不可)

② 教育委員会制度の趣旨

A 政治的中立性の確保

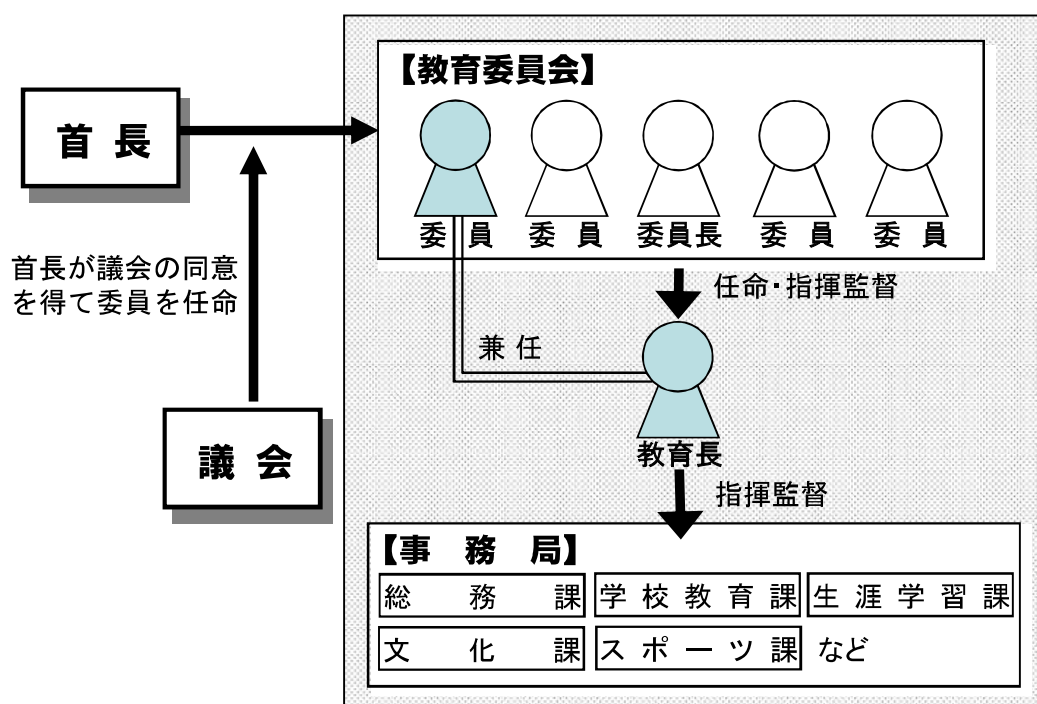
教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

B 継続性・安定性の確保

特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

C 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。



地方教育行政制度の変遷（主な制度改正）

教育委員会制度創設（昭和23年）

- 教育の地方分権 ○教育行政への民意の反映(教育委員公選制)
・全ての市町村に教育委員会を設置(昭和27年)

教育委員公選制等見直し（昭和31年）

- 教育委員の公選制廃止(任命制の導入)
⇒教育委員会に党派的对立が持ち込まれる弊害を解消
- 教育長の任命承認制度の導入
⇒教育長の任命にあたって、国や都道府県教委が承認
- 教育委員会による予算案・条例案の議会提案権の廃止
⇒一般行政との調和

教育における「団体自治」を強化（平成11年法改正）

- 教育長の任命承認制度の廃止
⇒地方の責任による教育長の任命
- 市町村立学校に関する都道府県の基準設定権の廃止
⇒地方の主体性の尊重

教育における「住民自治」を強化（平成13年法改正）

- 教育委員の構成の多様化
⇒地域の多様な意向の反映
(委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、保護者が含まれるよう努めることを規定。)
- 教育委員会会議の原則公開
⇒教育行政の説明責任を果たす

学校運営協議会（平成16年法改正）

- 学校運営協議会を設置可能に
⇒地域住民、保護者等が学校運営に参画可能に
学校運営協議会の権限：
 - ①学校運営の基本方針の承認
 - ②学校運営について教育委員会または校長に意見
 - ③教職員の任用について、教育委員会に意見

国、教育委員会の責任を明確化（平成19年法改正）

- 教育委員会の責任体制の明確化
- 教育委員会の体制の充実
- 教育における地方分権の推進
- 教育における国の責任の果たし方
- 私立学校に関する教育行政

地域の意向を反映した
主体的な教育行政の推進

地方公共団体の
責任の拡大(地方分権)

教育委員会の状況に関するデータ（１）

① 教育委員会の設置状況

	都道府県	市町村等	市	特別区	町	村	全部事務組合	共同設置	一部事務組合	広域連合
教育委員会数 (構成比)	47 (一)	1,831 (100.0%)	786 (42.9%)	23 (1.3%)	750 (41.0%)	183 (10.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	86 (4.7%)	2 (0.1%)

② 教育委員の状況

(都道府県)

総数	平均在職年数	平均年齢	女性の割合	教職経験者の割合	保護者の割合
232人	3.9年	59.5歳	34.5%	22.4%	26.7%

職業

医師、大学教員等	会社役員等	農林漁業等	商店経営等	その他	無職
40.9%	44.8%	0.4%	0.9%	0.9%	12.1%

平均報酬(月額)

委員長	委員 ※
238,734円	206,203円

※教育長たる教育委員は除く

(市町村)

総数	平均在職年数	平均年齢	女性の割合	教職経験者の割合	保護者の割合
7,275人	4.6年	59.3歳	34.9%	28.3%	29.9%

職業

医師、大学教員等	会社役員等	農林漁業等	商店経営等	その他	無職
23.6%	18.9%	9.6%	6.9%	5.6%	35.3%

委員長の平均報酬(月額)

指定都市	特別区	市	町村
271,513円	297,809円	76,063円	35,893円

委員の平均報酬(月額)※

指定都市	特別区	市	町村
233,920円	244,357円	62,933円	28,266円

※教育長たる教育委員は除く

(出典)教育行政調査(平成23年度)、地方公務員給与の実態(平成23年)

教育委員会の状況に関するデータ（２）

③ 教育長の状況

（都道府県）

総数	平均在職年数	平均年齢	女性の割合
47人	2.1年	60.5歳	4.3%
一般行政経験者の割合	教育行政経験者の割合	教職経験者の割合	平均報酬(月額)
61.7%	76.6%	34.0%	759,872円

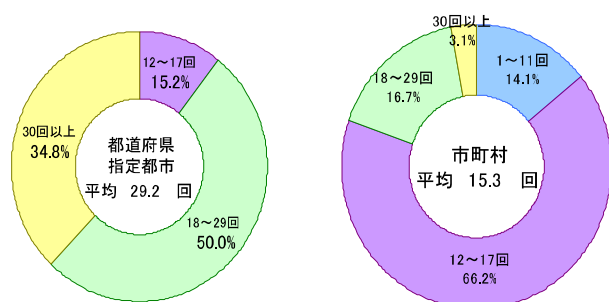
（市町村）

総数	平均在職年数	平均年齢	女性の割合
1,720人	3.6年	63.4歳	3.5%
一般行政経験者の割合	教育行政経験者の割合	教職経験者の割合	
32.2%	78.7%	69.8%	
平均報酬(月額)			
指定都市	特別区	市	町村
692,689円	780,539円	628,098円	527,705円

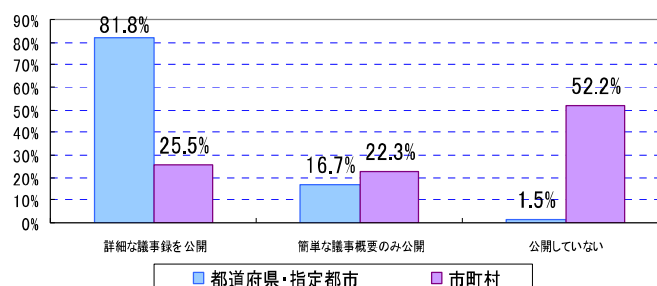
（出典）教育行政調査（平成23年度）、地方公務員給与の実態（平成23年）

④ 教育委員会の運営の状況

① 教育委員会会議の開催回数（年間）



② 教育委員会会議の議事録の公開状況



③ 教育委員会会議 1 回当たりの平均開催時間

都道府県・指定都市	市町村
1.6時間	1.6時間

（出典）教育委員会の現状に関する調査（平成23年度間）

教育事務の役割分担（教育委員会・首長）

① 教育委員会と首長の職務分担

<p>教育委員会</p>	<p>○学校教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の設置、管理 ・教職員の人事・研修 ・児童生徒の入学、退学 ・学校の組織編成、教育課程、生徒指導 ・教科書採択 ・校舎等の施設の整備 	<p>○社会教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座、集会の開設等 社会教育事業の実施 ・公民館、図書館、博物館等の設置、管理 <p>○文化財の保護に関すること</p> <p>○学校における体育に関する こと</p>
<p>原則教育委員会が管理・執行するが、条例を制定すれば首長に移管できる事務</p>	<p>○文化に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化事業の実施 ・文化施設の設置管理 	<p>○スポーツに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ事業の実施 ・スポーツ施設の設置管理
<p>知事 市町村長</p>	<p>○大学に関すること</p> <p>○私立学校に関すること</p> <p>○教育財産の取得・処分</p> <p>○契約の締結</p> <p>○予算の執行</p>	

② 合議制の教育委員会が自ら管理・執行する必要がある事務（教育長に委任できない事務）

- 教育に関する事務の管理・執行の基本的方針に関すること
- 教育委員会規則・規程の制定、改廃に関すること
- 教育委員会所管の学校・教育機関の設置、廃止に関すること
- 教育委員会やその所管の学校等の職員の任免その他人事に関すること
- 教育に関する事務の管理・執行の状況の点検・評価に関すること
- 教育事務の予算その他議会の議決を経るべき事項の議案について長に具申する意見に関すること

教育事務の役割分担（教育委員会・首長・学校）

③ 教育行政における国・都道府県・市町村の役割分担（義務教育の例）

	主な役割
国	<p><u>学校制度等に関する基本的な制度の枠組みの制定</u> (例) ・「学校教育法」等による学校教育制度の制定 ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」による地方教育行政制度の制定 ・教科書検定制度 ・教職員免許制度(免許状の種類,授与権者,効力等)の設定</p> <p><u>全国的な基準の設定</u> (例) ・小中学校等の学校の設置基準(編制,施設設備等)の設定 ・学習指導要領等の教育課程の基準の設定 ・学級編制と教職員定数の標準の設定</p> <p><u>地方公共団体における教育条件整備に対する財政的支援</u> (例) ・市町村立小・中学校等の教職員の給与費と校舎の建設等に要する経費の国庫負担 ・教科書の無償給与</p> <p><u>指導・助言・援助</u> (例) ・教育内容や学校運営に関する指導,助言,援助</p>
都道府県	<p><u>広域的な処理を必要とする教育事業の実施</u> (例) ・市町村立小・中学校等の教職員の任命</p> <p><u>市町村における教育条件整備に対する財政的支援</u> (例) ・市町村立小・中学校等の教職員の給与費の負担</p> <p><u>指導・助言・援助</u> (例) ・教育内容や学校運営に関する指導,助言,援助</p>
市町村	<p><u>学校等の設置管理</u> (例) ・市町村立の小・中学校の設置管理</p>
学校	<p><u>教育の実施</u> (例) ・教育の実施</p>

○教育基本法

- 第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第1条の2 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成18年法律第120号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

文部科学大臣による地方公共団体の自治事務に対する 関与について（現行制度）

	根拠法律	対象	内容	効果
指導・助言・援助	地教行法第48条	首長 教委	相手方を一定方向に導いたり(指導)、必要な事項を進言したり(助言)、特定事業の促進を図るために助力(援助)したりすること。 (要件) 教育に関する事務の適正な処理を図る必要があるとき	法的拘束力なし
是正の要求	地自法第245条の5 (一般ルール)	首長 教委	違反の是正・改善のため <u>必要な措置を講ずべきことを求める</u> ことが可能。 (要件) ①事務の処理が法令の規定に違反、又は ②著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき	是正・改善のために <u>必要な措置を講じなければならない義務を負う</u> 。(ただし、是正・改善の具体的な内容は自治体の裁量)
	地教行法第49条 (特則)	教委	違反の是正・改善のための <u>具体的な内容を明示して必要な措置を講ずべきことを求める</u> ことが可能 (要件) ①事務の処理が法令の規定に違反、又は <u>事務の管理・執行を怠っている</u> ときであって、 ② <u>教育を受ける権利を侵害されていることが明らかな</u> 場合	是正・改善のために <u>必要な措置を講じなければならない義務を負う</u> 。(最終的な措置の内容は自治体の判断であるが、具体的な措置内容が明示されているため、教育委員会の措置に強い影響を与える。)
指示	地教行法第50条	教委	相手方に一定の <u>作為又は不作為の義務を課す</u> ことが可能 (要件) ①事務の処理が法令の規定に違反、又は <u>事務の管理・執行を怠っている</u> ときであって、 ②生徒等の生命、身体の保護のため、 <u>緊急の必要がある</u> 場合であり、 ③他の措置によっては是正を図ることが <u>困難</u> である場合	<u>指示された内容に従い、是正又は改善の措置を講じなければならない。</u>

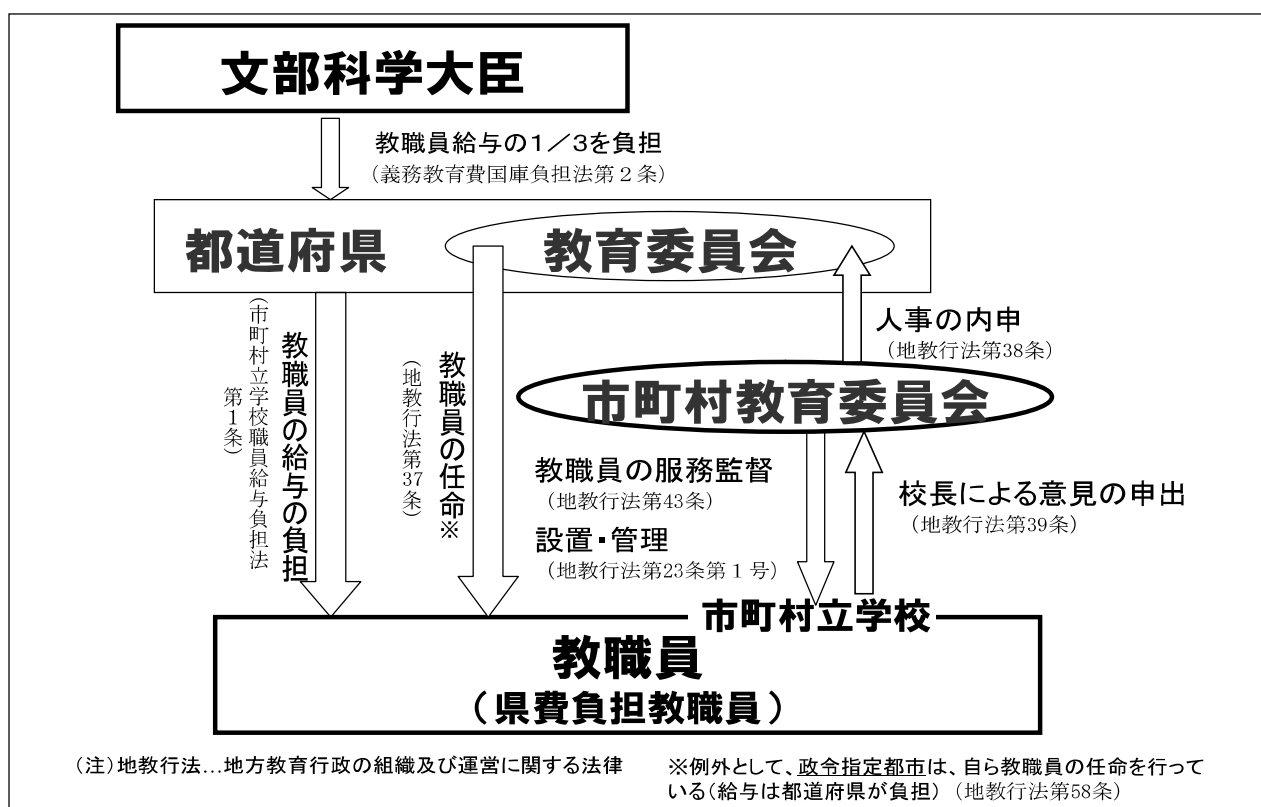
国等による違法確認訴訟(地方自治法第251条の7)

地方自治法の改正により、国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会等への審査の申出もしないとき等に、国等は、「違法確認訴訟」を提起することができることとなった(※平成25年3月1日から施行)。

県費負担教職員制度について

○市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。

○身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。



イギリスの教育水準局（Ofsted）について

1. 教育水準局(Ofsted)について

- 1988年教育改革法まで国が教育課程基準を定めることのなかったイギリスでは、全国的な水準維持を図る仕組みとして、かねてから視学制度が重要な役割を果たしてきた。同改革法により親の学校選択が拡大し情報公開の必要が増し、また、予算や人事に関する学校裁量が拡大されるようになると、視学制度を拡充する必要が高まり、教育省の一部局であった勅任視学局は教育水準局として独立した(1992年)。
- 教育水準局(Office for Standards in Education, Children's Service and Skills, 通称Ofsted, オフステッド)は、独立の政府機関(non-ministerial government department)であり、累次の機構や監査方法の変更を経て、現在は公・私立学校、児童福祉サービス、教育関係行政機関等を対象に監査を実施し、その結果を公表している。
- 学校監査の在り方については、監査サイクルの見直し、自己評価の重視、訪問期間の短縮等が行われるとともに、一律に全校を監査するのではなく、課題校を重点的に監査する方向が示されている。
- 2009年のOfstedの正規職員は2,088人(うち、勅任視学官は443人)。その他、Ofstedから認証を受けた追加監査人が1,948人おり、監査事業に従事している。勅任視学官は、元校長などが多い。

2. 学校監査の概要

- Ofstedは、イギリス(イングランド)の大学を除く全学校(24,605校(2010年))を、概ね5年サイクルで監査。(ただし、「要改善」に認定された学校は2年以内に再監査が行われる。)
- 判定の観点は、①生徒の学習成果、②教授・指導の質、③生徒の態度・行動及び安全、④リーダーシップ及び管理運営(基本4項目)、⑤生徒の精神的、道徳的、社会的、文化的な発達、⑥生徒のニーズに応じた教育の提供
- 評定は、グレード1「大変優れている(outstanding)」、グレード2「優れている(good)」、グレード3「要改善(requires improvement)」及びグレード4「不適切(inadequate)」の4段階評定を採用している。
- 2009-10年度の公立学校の学校監査実績は、約6,000件。私立学校監査は約300件、保育所等は約20,000件、全監査は約31,500件である。
- 監査は通常2日未満で行われる。事前に国で集約されている関連データの分析を行った上で、授業観察や、親や生徒、教職員にヒアリングを行う。
- 監査の実施後、10日以内に学校に報告書を送付され、15日以内にOfstedのHPで公表される。
- 「不適切」と認定された学校は、懸念発生校として「改善警告校」と「特別措置校」に分類され、Ofstedの定期的監査を受ける。「特別措置校」は改善計画を提示され、地方当局等による支援や改善計画の進捗の監査を受け、改善の進まない学校には閉校措置が取られる場合がある。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）について

1. 制度の概要

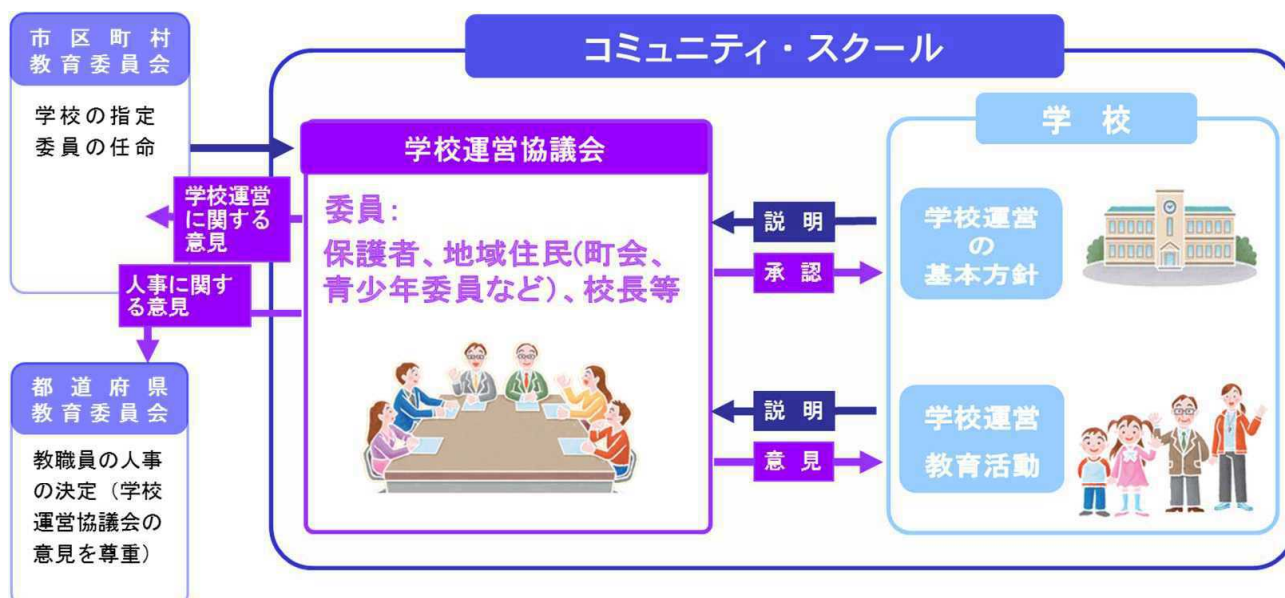
保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。（平成16年地教行法改正）

これにより、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや質の高い学校教育の実現及び地域の教育力の向上を図る。

2. 学校運営協議会の主な役割（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- 校長の作成する学校運営の基本方針の承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見
（教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用）

3. コミュニティ・スクールのイメージ



《 コミュニティ・スクールの指定状況 》

平成24年4月現在、1,183校。
（幼稚園55、小学校786、中学校329、高等学校6、特別支援学校7）

《 推進目標 》

5年間（平成24～28年度）で、
全公立小中学校の1割（約3,000校）に拡大。

幼稚園と保育所と小学校の比較

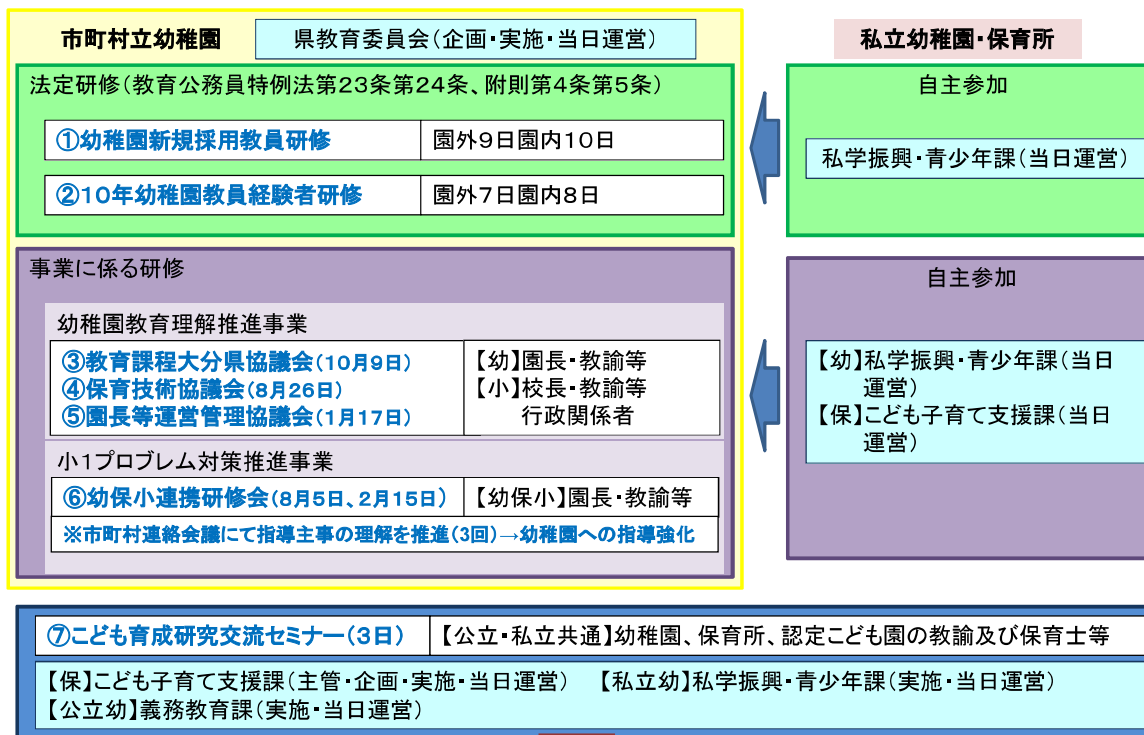
	幼稚園		保育所		小・中学校	
養成	大学		大学		大学	
所管	文部科学省		厚生労働省		文部科学省	
設置者	公立	私立	公立	私立	公立	私立
	市町村	学校法人	市町村	社会福祉法人	市町村	学校法人
管理監督	市町村教育委員会	学校法人 県	市町村	社会福祉法人 県・市町村	市町村教育委員会 県教育委員会	学校法人 県
採用	市町村	学校法人	市町村	社会福祉法人	県教育委員会	学校法人
研修	市町村教育委員会	学校法人	市町村	社会福祉法人	市町村教育委員会 県教育委員会	学校法人
法定研修	県教育委員会				県教育委員会	

小1プロブレム対策推進事業（5カ年計画）（H24→H25現況）

期	第Ⅰ期(草創期)			第Ⅱ期(拡大期～充実期)		
	H21	H22		H23	H24	H25
重点内容	対策の基盤となる幼保小交流活動の普及・連携体制の確立			接続期に特化したプロブレム解決		市町村の自立と独自性
モデル地区(指定市町村に1小学校とその関係幼稚園・保育所等)の取組	真玉小(豊後高田)地区 渡町台小(佐伯)地区	上人小(別府)地区 三重第一小(豊後大野)地区	福良ヶ丘小(臼杵)地区 飯田小(九重)地区	指定変更 今津小(中津)地区 由布川小(由布)地区	安岐中央小(国東)地区 直入小(竹田)地区	藤原小(日出)地区(H24から) 北山田小(玖珠)地区
県の取組	幼児・児童の交流、教職員の交流、カリキュラム全体の修正		小学校就学前のアプローチカリキュラム作成・実施	スタートカリキュラム事例集作成	スタートカリキュラム事例集作成	検証と改訂
市の取組	連携ガイドブック(上巻)理論編作成 幼保小連携研修会2.20	連携ガイドブック(下巻)実践編作成 幼保小連携研修会2.18	アプローチカリキュラム事例集作成 幼保小連携研修会2.18 対象:幼保小行政 ※幼保に重点	幼保小連携市町村連絡会議	幼保小連携市町村連絡会議(2回)	幼保小連携大分県研修会(2回) 対象:幼保小行政
市町村の取組						幼保小連携市町村研修会(2回)
小1プロブレムの状況	発生率%	32.3	32.1	22.1	19.4	目標15%以下
	席に着けない%	16.3	17.4	10.3	9.0	目標8%以下
	話が聞けない%	25.2	26.9	18.6	15.7	目標10%以下
	集団行動できない%	16.3	17.4	12.0	9.7	目標8%以下

平成25年度 幼稚園教育に係る研修の概要

H25.4.1義務教育課



教職員の資質向上 幼保・幼保小連携体制の構築 市町村教育委員会による指導の充実

平成24年度幼保連携人材育成推進事業
「こども育成研究交流セミナー」実施要項

- 1 目的 次代を担うこどもを育成する保育士及び幼稚園教諭等の現場実践者を対象とし、現場の課題についての情報共有と共同研鑽を通じ、人的ネットワークの形成と人材育成を図る。
- 2 主催 大分県、大分県教育委員会
- 3 期日 1回目 平成24年9月22日(土)
(2回目 平成24年11月の平日午後)
(3回目 平成25年2月の平日午後)
- 4 場所 大分県教育会館 201研修室
(大分市大字下郡496の38 電話:097-556-6411)
- 5 対象者 公・私立幼稚園の教諭、認可保育所・認可外保育施設の保育士、
認定こども園の幼稚園教諭、保育士 約110名
(年3回開催する全てのセミナーに出席できる方を想定)

6 日程(第1回目 9月22日)

時 間	内 容
9:30~10:00	受付
10:00~10:05	開会あいさつ こども子育て支援課長 伊勢 強志
10:05~11:35	基調講演 「幼保連携の必要性について」 講師 大分大学副学長 教授 椋野 美智子
11:35~12:00	質疑応答
12:00~13:00	昼食・休憩
13:00~15:30	協議(研究・交流) ○事例報告:地域子育て支援活動の現状について 報告者 地域子育て支援拠点「花っこルーム」 施設長 小川 由美 ○グループワーク ファシリテーター 別府大学短期大学部 教授 佐藤 慶子 テーマ「保護者や地域との連携のあり方」 ・地域子育て支援 ・地域保育資源の活用等
15:30~16:00	意見発表(各グループ)
16:00~16:20	全体まとめ(ファシリテーター)
16:20~16:30	連絡事項

※ 2回目以降の内容等については、テーマを変えて同様の日程で行います。また、参加者(施設)へ直接ご案内を送付いたします。

7 その他

- ◇ 大分県教育会館は別紙1地図を参照の上、集合願います。駐車場は県教育会館の駐車場が利用できます。
- ◇ 昼食を希望する方は、参加者名簿の昼食希望欄に○を記入願います。なお、昼食代は、500円程度です。
- ◇ 連絡先 認定こども園・保育所等
こども子育て支援課 TEL097-506-2707(直通)
私立幼稚園:私学振興・青少年課 TEL097-506-3073(直通)
公立幼稚園:義務教育課 TEL097-506-5533(直通)

平成24年度幼保連携人材育成推進事業
「こども育成研究交流セミナー」実施要項

- 1 目的 次代を担うこどもを育成する保育士及び幼稚園教諭等の保育実践者を対象とし、実践上の課題についての情報共有と共同研鑽を通じ、人的ネットワークの形成と人材育成を図る。
- 2 主催 大分県、大分県教育委員会
- 3 期日 2回目 平成24年11月13日(火)
(3回目 平成25年2月の平日午後)
- 4 場所 大分県社会福祉介護研修センター 3階 小ホール
(大分市大字明野東3-4-1 電話:097-552-6888)
- 5 対象者 公・私立幼稚園の教諭、認可保育所・認可外保育施設の保育士、
認定こども園の幼稚園教諭、保育士 約100名

6 日程

時 間	内 容
12:30~13:00	受付
13:00~13:20	説明 「グループワークの進め方について」 説明者 大分県教育庁義務教育課指導主事
13:20~15:10	協議(研究・交流) ○講義:体育保健課 講師 指導主事 田中 生弥子 氏 ○グループワーク ファシリテーター 別府大学短期大学部 佐藤 慶子 教授 ○テーマ「子どもの衛生・安全の確保」に対する 取組と課題(各自課題を出し各班で自己解決)
15:10~15:20	休憩
15:20~16:00	全体協議 ○協議内容の報告(各グループ) ・協議した内容と残った課題
16:00~16:20	全体まとめ(ファシリテーター)
16:20~16:30	連絡事項

※ 3回目の内容等については、テーマを変えて同様の日程で行います。

7 その他

- ◇ 大分県介護研修センターへは別紙地図を参照の上、集合願います。駐車場は当該施設の駐車場が利用できます。
- ◇ 連絡先 認定こども園・保育所等
こども子育て支援課 TEL097-506-2707(直通)
私立幼稚園:私学振興・青少年課 TEL097-506-3073(直通)
公立幼稚園:義務教育課 TEL097-506-5533(直通)

平成24年度幼保連携人材育成推進事業
「こども育成研究交流セミナー」実施要項

- 1 目的 次代を担うこどもを育成する保育士及び幼稚園教諭等の実践者を対象とし、各施設における課題についての情報共有と共同研鑽を通じ、人的ネットワークの形成と人材育成を図る。
- 2 主催 大分県、大分県教育委員会
- 3 期日 3回目 平成25年2月14日(木)
- 4 場所 大分県社会福祉介護研修センター 3階 小ホール
(大分市大字明野東3-4-1 電話:097-552-6888)
- 5 対象者 公・私立幼稚園の教諭、認可保育所・認可外保育施設の保育士、
認定こども園の幼稚園教諭、保育士 約100名

6 日程

時 間	内 容
12:30~13:00	受付
13:00~13:10	説明 「グループワークの進め方について」 説明者 大分県教育庁義務教育課指導主事
13:10~13:50	講義: 児童相談所からの視点で考えること 講師 大分県福祉保健部長 永松 悟
13:50~15:30	協議(研究・交流) ○グループワーク ファシリテーター 別府大学短期大学部 佐藤 慶子 教授 助言者 別府大学短期大学部 阿部 敬信 准教授 ○テーマ「特別な支援を必要とする等への対応」
15:30~16:00	全体協議 ○協議内容の報告(各グループ)
16:00~16:20	全体まとめ(ファシリテーター)
16:20~16:30	閉会あいさつ

7 その他

- ◇ 大分県介護研修センターへは別紙地図を参照の上、集合願います。駐車場は当該施設の駐車場が利用できます。
- ◇ 連絡先 認定こども園・保育所等
こども子育て支援課 TEL097-506-2707(直通)
私立幼稚園: 私学振興・青少年課 TEL097-506-3073(直通)
公立幼稚園: 義務教育課 TEL097-506-5533(直通)

※名刺若しくは名刺の替わりになるもの(氏名、勤務先、連絡先等を記載)を6枚ご用意ください。

別紙2

人材交流研修セミナー施設別参加者配分

	施設別	配分人数	職員経験	合計
保育所関係	認定こども園	5	中堅	55
	保育所	40	若手	
	認可外保育施設	10	若手	
幼稚園関係	公立幼稚園	21	若手	56
	私立幼稚園	20	若手	
	幼稚園型こども園	15	中堅	

公立幼稚園市町村別配分

市町村	人数	
大分市	2	
別府市	2	
中津市	2	
日田市	-	公立未設置
佐伯市	2	
臼杵市	1	
津久見市	-	公立未設置
竹田市	1	
豊後高田市	1	
杵築市	2	
宇佐市	1	
豊後大野市	1	
由布市	1	
国東市	1	
姫島村	1	
日出町	1	
九重町	1	
玖珠町	1	
合計	21	

※各市町村の幼稚園数をもとに配分しています。
 ※各市町村からの参加をお願いするため、上限を2名に設定しています。